

# 令和5年第9回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月20日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年12月20日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一
農業委員会事務局長 島田 英二	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	令和5年第6回安平町議会議定例会認定第1号	令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第3	令和5年第6回安平町議会議定例会認定第2号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第4	令和5年第6回安平町議会議定例会認定第3号	令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第5	令和5年第6回安平町議会議定例会認定第4号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第6	令和5年第6回安平町議会議定例会認定第5号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第7	令和5年第6回安平町議会議定例会認定第6号	令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第8	発委第1号	安平町議会議事規則の一部を改正する規則の制定について
日程第9	議案第1号	安平町固定資産評価員の選任の同意について
日程第10	議案第2号	安平町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11	議案第3号	安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12	議案第4号	安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第5号	安平町道の駅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第6号	安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第7号	令和5年度安平町一般会計補正予算(第7号)について
日程第16	議案第8号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第17	議案第9号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第18	議案第10号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第19	議案第11号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第20	議案第12号	令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第3号)について
追加日程第1	発議第1号	次世代半導体調査特別委員会の設置について
日程第21	意見案第1号	パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書(案)について
日程第22	意見案第2号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書(案)について
日程第23		議員派遣の件について
日程第24		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第25		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第26		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
6番	工藤隆男

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。なお、一般質問答弁のため、農業委員会島田事務局長が出席していますことご報告します。

それでは7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

#### 【通告No.6 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） よろしく申し上げます。私は安平町の農業の現状についてということで取り上げさせていただきます。

まず一つ目、町内の農家の件数そして過去3年間の離農件数と離農した要因を伺いたいののですが。こちら私たまたま農家さんにお話を聞きに行った時に今年やめたのですよねという方にあたりまして、その理由としては後継者がいないと、高齢で続けられないということでお話を伺ったのですが、この現状についていかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） それでは答弁させていただきます。とまこまい広域農協の組合員のうち生産農家数より答弁させていただきます。まず農家戸数についてですが令和2年度197戸、令和3年度196戸、令和4年度193戸、令和5年度192戸となっています。

離農件数についてですが令和2年から3年にかけて2件の減少、令和3年

から4年にかけて3件の減少、令和4年から5年で5件の減少、合計で10件減少しています。

主な要因についてですが経営上の理由が1件、経営者逝去によるものが4件、高齢により離農された方が5件となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この数字と現状を押さえて次の質問に移らせていただきたいのですが、現在の農業政策について令和5年度に農家の皆さんが利用した事業の利用件数、利用率について伺っていただきたいのですが、こちら掴んでいる数字等わかる範囲で構いませんのでよろしくお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 答弁させていただきます。農業政策について大きく4つに分けて説明させていただきます。年度途中で実施農業者が確定できていないものもありますのでご理解のほどよろしくお願いします。

まず1つ目は農政関係についてです。国費事業の実施及びJAに対する負担金事業など政策的に取り組んでいる事業は14事業あります。うち2事業については実施農業者数が把握できていませんが、12事業で107名の方が実施している状況となっています。

次に畜産関係についてですが7事業ありまして、73名の方が事業予定となっています。

3つ目は国の制度資金及びJAの独自資金に対する利子補給事業になりますが、5つの事業があります。対象農家は42名になっています。

4つ目について説明させていただきます。土地改良事業関係になりますが、3つの事業で23名の実施、加えて多面的機能支払交付金事業10協議会町内にありますが360名が事業参加しています。360名は農家数と一致するものではありません。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今ご説明いただいた中で、安平町が単費で行っている事業があるかどうかというのを確認させていただきたいのですが、多分国の政策の交付金の元のものが多いと思うのですがいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 当然、政策的な予算の中には町の単独費で行っているものもあります。例えば農政関係でいきますと農業用廃プラスチックの処理助成金、農業振興資金の貸付金、地域農業支援システム整備推進事業補助金、緑肥導入事業促進事業補助金、土壌分析等々あります。ちょっと今全部は言っていないませんが畜産関係でいくと酪農のゆとり対策事業、これはヘルパー事業になってはいますが、あと胆振東部乳牛検定組合事業補助金などが単費でやっているものです。あと制度資金関係でも国の制度に基づいて町が負担を負っていかねばならない制度資金もあります。国と道と町が持たなければならぬ部分もありますが、それ以外のJAの負担金事業については町の単独費で計上しているところですが、あと土地改良の関係ですが、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金、これは農家さんの負担軽減策にあたりますが、この負担軽減策の今回新栄地区で土地改良区が所管する用地の用水路の更新事業をやっていますが、ここの負担軽減分1.75については町の単独費で計上しているところですが、

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町で単費でされている事業も数あるということで、このことを踏まえて具体的に次、安平町としての農業への営農支援についてということで取り上げさせていただきます。

1つ目、有害鳥獣による農業被害の現状とその対策について具体的な内容を伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 有害鳥獣の過去3年間の捕獲数と農業被害額の状況について説明させていただきたいと思っております。

まず令和2年度捕獲頭数エゾシカ436頭、アライグマ987頭、農業被害額2589万3000円。令和3年度エゾシカ512頭、アライグマ763頭、農業被害額2641万3000円。令和4年度エゾシカ494頭、アライグマ795頭、農業被害額3089万1000円となっております。農業被害は増加傾向にあります。

対応状況について説明させていただきます。エゾシカについては安平町有害鳥獣対策協議会22名のハンターにより有害鳥獣の駆除業務を担っていただいております。捕獲者に対して国の鳥獣被害防止研究等対策事業による奨励金

に加え安平町ととまこまい広域農協による上乘せ支給を行うとともに通常4月から9月までの駆除期間を3か月延長して12月まで捕獲意欲の増進を図っています。また、令和4年度からは町独自の取り組みとして、くくり罠の免許申請手数料、医師の診断手数料の全額助成、くくり罠の購入費の助成事業の取り組みにより捕獲体制の強化に努めているところです。

また、町の取り組みではありませんが農業者自らが多面的機能支払交付金事業により10協議会のうち2協議会で箱罠を設置するなどの取り組みがされている状況です。同じく多面的機能支払交付金事業で平成22年、23年に設置したシカ柵の修繕業務を実施している状況です。

次にアライグマの関係です。多面的機能支払交付金事業により農業者で組織する10協議会が箱罠の設置、捕獲等を実施している状況となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 確認をさせていただきたいのですが、エゾシカに関する被害の額の中に、例えば畑をエゾシカが通ることによってエゾシカの角が畑に落ちて、その落ちた角に引っかかってトラクターなどが壊れるといったような破損の被害額も入っているのかどうか、それとも単純に農作物の被害のみの被害額という押さえなのか、そのことを確認させてください。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 角による農業機械の損傷ということに関しては私も把握していないのですが、基本的には農業被害額ということで作物の被害額という押さえをしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） このような事例も聞かれることから今後ちょっと調べていただいて、角を拾うボランティアもありますので、そちらも調べて被害があるようだったら周知も広めていただけたらと思います。その辺のところはいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 先ほど答弁した中でそのような事例は実際お聞きしてなくて、そのような事例が今あるんだなということで確認させていただきました。ケースバイケースで色々あるのかもしれないのですが、直ぐそれに対して取り組む取り組まないという答弁は差し控えさせていただきたいのですが、実情そのようなことがあるかどうか営農懇談会等も含めてご意見は確認したいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では確認が取れて、もしそのような事例があるようでしたら対応をお願いします。

次もう一つ、先ほどエゾシカのフェンス、金網についての修理などを行っているというお話を伺っていたのですが、安平町全体としてやっているかどうかということを確認したいのですが。安平町の鳥獣被害防止計画、先ほどお話があったかと思うのですが、従来講じてきた被害防止対策の中で町内主要箇所への金網フェンス設置、侵入防止策に努めているということで書かれていました。補修が大事と書かれているのですが、多分全体的に一度設置されていると思うのですが、北海道胆振東部地震の後にこのフェンスがどのようになっているのか調べられているのか。また、その後に修理とか整備を行っているかどうか確認させていただきたいのですがいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 胆振東部地震で、瑞穂地区で山腹崩壊等があった箇所があります。そこに関して延長は定かではないですが約1kmぐらいだったか、2kmぐらいだったかなと思いますけど、そこは国の事業を使って物を購入して再設置をさせていただいています。一度全町的に設置はしているのですが、その後先ほど言った多面的機能交付金事業で10協議会がその柵に対して管理を実施しているという状況になっていて、その協議会の考え方の中で積極的に補修するところ、先にやらなければならないところ、優先順位を定めながら修繕を実施している状況になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 農家さんがおっしゃっていた話なのですが、現状のフ



ェンスでは低いので山や坂など登り、飛び越えてくるということで2 m程度まで飛び越えてしまうということで、低いので高さを増やすこともしていただけないかとの声があったので、この協議会に伝えていただけてこういう考え方もある農家さんもいらっしゃるので協議してくれないかということで求めていただけないかどうか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 基本的には、この10協議会はいくまでも農業者さん自らが組織している団体です。その事務の一部は町で担っているところもあります。そのような協議会の意見があるかどうかということはいちの事務担当とも話をしながら、聞き取りながらその要望があれば国の事業として対象になるのかならないのか含めてご相談させていただきたいと思えます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 国の事業に引っかけられなかったら難しいのかどうか。そういうことですね。わかりました。

次なのですが電気牧柵の導入に対する支援について、こちらも考え方を伺いたいのですが。当該農家さんの話によると頑張って設置したら被害が出なかったという、早めに設置したら被害が出なかったという方もいらっしゃるのですが、経営上難しい方が結構いらっしゃるのだからこちらに支援していただけたら助かるとの声があるのですが、こちらに対する考え方や方法があるかどうか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 先ほど言った多面的機能支払交付金事業。ここは面的に広域な範囲において各協議会が平成22年、23年にシカ柵を設置したと。それ以外の補助に関して、個人個人の圃場に関しても実はこの事業が購入をするにあたっての対象になっています。そういったことで自らが農業被害の防止のために設置している箇所も町内には数多くあるという状況です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 電気牧柵についてはわかりました。次、エゾシカの捕獲について何頭捕獲したとあって先ほど教えていただいたのですが、こちらハンターさんがおっしゃっていたことなのですが、人件費とか猟銃の弾やガスリン代などの物価高騰の影響で大変な状況で、それで1頭につき3000円の据え置きにずっとなっていることが辛いというお話を伺いました。獲ったエゾシカはどこかに卸して売ることができたらまだ採算も合うのにといいことでお話をいただいています。エゾシカは止め刺ししてすぐその日のうちに処理して加工できないといけないので、町内に加工する施設が必要なのでなかなかこれも難しく、自分の家で食べたり人にあげたりする程度でじゃんじゃん獲っても困るという現状もあるようです。それで例えばなのですが、ジビエに対して個人的に行いたいという方が出てきた場合にそれに支援するとか、町内の加工業者に対して施設を一画に作ってもらえないかと依頼するなどをやっていただけたら助かるということで農家さんからお話をいただいています。公設でもいいし民間でもいいので育てていく仕組みづくりをしていただけないかということで、適正な個体数に抑えなければ難しい問題なので協力支援してほしいということでお話いただいています。考え方について伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） ちょっと答えになるかどうかわからないのですが、今までもこのようなジビエに対するご相談は町に無かったわけではありません。ただ、非常に衛生面のことですか町内においてこの安平町で一つ抱えているというか地理的な特徴として、通年での捕獲がなかなか難しいような場所です。この時期から3月にかけては非常に個体数がなくなって通年の個体数の確保も難しい。また、そういう衛生面をクリアしながらその場所がどこに建てられるのか、地域の了解が得られるのか、あらゆる問題も抱えているところがあります。そこは事業の中身を見ながら相談には応じていきたいと思っておりますが、この場でそこに対して今支援するとかしないとかの答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 色々衛生面の許可が必要とか様々な難しいこともあると思うのですが。長期的でも構わないと思うのですが協議だけでも進めていただけたらと、そんなふう思うので、ジビエに関してはそのように

思いますので、ハンター助成に関しても物価高騰を鑑みて金額のものとか色々、先ほど免許に関して全額補助とかされているとおっしゃっていたのですが、実際に獲った時の奨励金に関しても見直しをかけていただきたいと思うのですがそちらはいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 現在の基本的な額についてですが国が7000円、町が3000円、JAさんが2000円、1頭あたり1万2000円の捕獲奨励金を支出しているところです。近隣の町村の状況も踏まえながらこの辺については検討させていただきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） くだいようなのですが最後にお願いしたいと思うのですが、箱罾に関しても触れさせてください。箱罾の貸し出しについてはこちら貸してほしいという方が多い時はどうしても必要な時に借りられないこともあったという方もいらっしゃったのですが、ぜひ貸し出し個数も増やしてもらえたらなと声をいただいています、そこら辺はどのような感じですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 実際、今議員のご指摘のような事態はあったように私も把握をしています。実はこの箱罾、今回の多面的機能支払交付金事業というものに一つ、実際に農家さんが罾をかけて捕獲して運搬して処分すると、一連の事業が農家さんの事業として実施していただいているのです。

急激に先ほど個体数が増えています。これ正直言いますと平成24年が148頭の捕獲だったのです。現在の捕獲数を見た時に約6倍程度アライグマに関しては捕獲数が伸びています。罾に関しては町の方で購入しながら貸し出ししているのですが、その買うバランスと貸し出すバランスが若干崩れてしまうことと、実際退治をするシルバー人材センターに農家さんが委託している形になるのですが、一日で回り切れないぐらいの捕獲数が、特に月曜日はかなりの数が1日12頭とか15頭という捕獲数があって回り切れないもの、また、貸出のできないような状況があって1農家に対して1件でお願いしたという経過はあります。それで今後についてはその箱罾の数を増やしながら

対応できるようにしていきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足です。このアライグマの関係については非常に今6倍に増えてきたということがありまして、これシルバーさんをお願いをしてこれまで苫小牧の方のごみ処理場まで運んでいた部分があったのですが、これを2町組合の方でバケツを用意して、そこである程度溜まった段階で持っていく形で、作業の軽減については今年そういった対応を行っているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ではそのこのところ、よろしくお願いします。

もう1つなのですが、エゾシカは二酸化炭素を吸収する樹木の皮などを食べてしまって木自体も枯れてしまうこともあるのでエゾシカの駆除は特に脱炭素やゼロカーボンとしての取り組みにもつながるのではないかなと思うのですが。あとシカが増えている状況は樹木を伐採していることによるエゾシカの棲み家が失われることによるものだというので、これも農家さんがおっしゃっていたことなのですが、ソーラーパネルを際限なく設置してしまうとそういうふうのエゾシカの棲み家が失われてしまって、市街地や農村部に多く出てくるということで、安平町としても安平町太陽光発電施設の設置に関する条例というものが制定されていて、あると思うのですが、ソーラーパネルの設置については市街地のみならず農村地域に対しても農業被害が広がらないように共存できる形で規制する仕組みが必要ではないかなと思うのですが、考え方について伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） ソーラーパネルの関係は今議員がおっしゃられたとおり市街地での抑制等行ってきています。ただ、農家の方については10年以上前から各農家さんの方で太陽光の発電を利用するところが増えてきていますので、そこは住宅地の近くに整備をされているところが大半だと思いますから、そこがイコールシカの生息地の問題とはつながってこないとは認識しています。ただ、この問題は安平町だけでなく全道域の問題でして、ちょうど昨年度苫小牧の総合開発期成会の方で道庁の方に要望活動を行った際

にもこういった有害鳥獣の話が出てきまして、この隣接している苫小牧市、特に苫東の地域には数百頭のシカが群れているということもあって、そういった対策は一つの町だけではなく広域的にどうやっていくか。また、北海道としてどうしていくのかというところが重要だということですので、各自治体での対策というのは今申し上げたとおりですが、そこには限界もありますので広域的な、北海道にも働きかけをしていきながら全体の連携をしてシカを含めた有害鳥獣の対策を講じていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の町長のご答弁を踏まえながらもう一つ要望というか確認なのですが、被害の状況の把握や対策のために必要と思われる円卓会議の開催について伺いたいののですが。今年10月11日に苫小牧市で増え続けるエゾシカ対策会議が市役所担当課と開発局、胆振振興局、苫小牧警察署、農協、猟友会など各団体から25名が参加されて行われたのですが、安平町でもそのような会議が開催されているかどうか。もし、されていないようであればエゾシカの被害を包括的に解決するために開催を検討していただけないかどうかこの見解を伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 現在安平町ではそのような苫小牧市で実施しているような円卓会議は設けていません。苫小牧の会議を開かれた背景には非常に交通事故が多いという現状があるとお聞きしています。うちの方は年に1回有害鳥獣の対策協議会の総会等意見交換をする場を設けながら対応しているのが実態で、今後実際はあるのですが国道の事故ですとか苫小牧の事故の状況等踏まえながらそのような会議の開催に向けては考えていきたいと思いますが、今すぐやるという考えはありません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばなのですが、農家さんのところの近くとかにキャンプ場がある地域性の場所もありまして、そこら辺ではキャンプ場のお客さんとかも心配だという、交通事故も心配だという声も聞かれています、交通事故が増えてからでは遅いと思うので増える前にこれぜひ、今考えないと伺っていますが年1回の有害鳥獣の協議会でもこういう会議を開催してや

ったらいいかどうかという話を図っていただきながら、ぜひ前向きにこの会議の開催を検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 有害鳥獣の対策協議会の中でお話をさせていただいたと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど私が補足答弁した中で、北海道に要望した際にはこの農業被害だけでなく交通対策が結構大きく割合を占めてきているということ。また、振興局だったり室蘭開発建設部の先般も道路事務所の所長さんと国道234号線の歩道の完成に合わせたセレモニーがあって、そういった関係でお会いすることもあったのですが、そういった際にもシカによる交通事故の対策の話については情報交換もさせていただいていますので、先ほどの北海道だけでなく道路管理者だったり国道を管理しているところの連携をしながら対策、円卓会議は開いていませんが、安平町の実情を広域的な取り組みの機関に情報を提供していきながら我々も情報を収集しながら対策を広域的に行って参りたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、ぜひ前向きに進めていただけたらと思います。

次なのですが、物価高騰設備投資などに対する資金面に関する支援、貸付以外について伺います。こちらもお話を伺ってきたところ、物価高騰に対する飼料、肥料等に対する支援がとてもやってほしいという声が多い状況でした。営農資金に関するものもやってほしいという声が聞かれていますし、あとハウスに対して被害、災害、自然災害が起きた時に補償金が出る共済掛金があるようなのですが、いつ災害が起きるかわからない状況で高い掛け金をかけていく余裕がないというお話が聞かれていて、しかしながら、胆振東部地震があった時の前の日に台風被害がありまして、その時に結構たくさんの方の農家さんのハウスが倒れたり潰れたりしている状況がありまして、この時に掛け金入っておけばよかったなというふうに、何百万もかかってしまうようなのですよね、1棟につき100万200万と。なのでこれに関する助成もあったらいいなとお話を伺っていますが、こちらの話も含めて町としての考

え方を伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） まず前段の話から答弁させていただきます。最初に安平町における物価高騰対策ですが、令和4年の10月臨時議会において農業生産資材の高騰が農業経営を圧迫しているということから新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用し農業者支援を実施させていただきました。また、昨年から国及び北海道における物価高騰対策等を活用し、事業実施主体が農業者申請を取りまとめ支援している状況となっています。今回は物価高騰に対する緊急支援として実施したもので、今後において高止まり傾向にある物価がどのような水準で変化していくのか、最終的には消費者に価格転嫁されていくのか、動向を見守りながら理事者と協議しながら進めていきたいと考えています。

次に設備の関係もご質問されていましたが、次に設備投資に対する支援についてですが、町が独自で取り組んでいる地域の要支援システム整備推進事業がありますが、この事業は国、道費事業の対象外事業を優先し農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の課題の解決や効率化を図るため必要とする作業機械等の導入に対して支援するもので、補助率を2分の1上限を500万とし継続的に予算計上させていただいています。また、国費事業の活用による農業機械導入の取り組みについても継続的に農業者の申請に基づき事業に取り組んでいるところです。

畜産関係については草地更新事業、土地改良における基盤整備など、農業者の意向を確認しながら国、道費事業に積極的に取り組み、農業者の負担軽減に努めていきたいと思っています。

あとビニールハウスの支援の関係です。現実的には農業者の経営というのはあくまでも事業主、社長としてというか個人的に事業主として経営されています。その中で共済掛金を、やっぱり何かあった時のための共済掛金であって、掛けておけば良かったとか言うより、ちょっと論議になるのかわからないのですが、実際今回の胆振東部地震においてはそこに関わらず共済金を掛けている人は共済金をいただきながら国の復旧に対する支援、町の上乗せをいただきながら実際は復旧しています。そしてその後、復旧後に関してはここはやはり個人において共済金を掛けていただくルールになっているのです。入っていない方も対象になりましたけど、その後、復旧後は個人で掛けていただくというルールがあります。そういった意味で色々苦しいところがあるのですが、特に施設園芸をやっている方に関しては、ハウスは重要な経営の根幹になるものなので、やはりここは自らにおいて共済掛金を掛けていただくのが一番いいのかなと思っています。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分重々承知だし、いずれところだと思うのですが、営農が困難になれば削減していくのはこういうところかなと思うので、そこも細かくお話を聞きながらいい方向に向かうようにお話しすめていただけたらと思います。

次なのですが、不足する人材確保について、農業の関係人口についてなのですが、安平町としてはどのような支援を行っているのか伺います。

[森池産業振興課長挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 新規就農の関係でご答弁させていただきます。

安平町は後継者不足などにより農家数が減少していくなか、農業以外の産業から就農に対して意欲がある者の移住定住及び担い手の確保に向けた取り組みとしてアサヒメロン有機農業者の新規就農者の受け入れを行っている状況です。事業については例年予算計上させていただいていますが、国の次世代人材投資事業及び新規就農者育成総合対策事業により取り組んでいます。安平町独自の就農支援としては、農用地等の年間賃借料の2分の1以内の給付、農地を取得した場合の固定資産税相当額の給付、農地を取得するため借り入れた農業関係制度資金の1.0%以内の利子助成、経営開始に必要な農業機械施設導入費、用地取得に対し導入費の2分の1以内、上限300万の支援をすることとしています。その他として新規就農定住助成金として20万円などの支援を行っている状況です。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 新規就農関係に関しては手厚くされているとわかりました。こちらなぜ質問するかと言いますと、町内の農家さんの方々から働いてくれる人の人手が不足しているという声が聞かれていて、その人材確保として全国的にも行われている例えば役場の職員の皆さんの農業に関する副業についての考え方を聞きたくてこの質問に至ったのですが。全国的に役場の皆さん農業に関する副業について行われてきているという状況がありまして、地方自治体の許可を得ていれば副業が許されるということがあって、その動きが広がってきています。日高町とかも15名とか鹿部町も6名とか広がってきている状況で、安平町としても例えばこのようなニーズが多いようで



あれば、こういう制度も検討できるかどうかなのですが。総務省でもこの民間の副業の促進の動きに合わせる形で令和2年に全国の自治体に具体的な許可基準を設定し公表するようにと通知文も出ているかと思うのですが、こちらに関しての考え方はいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 全国的というか北海道にも日高管内等で同職員が各農家に入りながら農家の就農支援をしているという状況は私も伺っているところです。そういった中で、今私ども産業振興課を所管していますが、こういうところの支援という形を考えていった場合に少し役場内でも横断的な議論が必要になってくるのかなというところがあります。直ぐそういうようなものに取り組める取り組めないというご答弁は、ちょっと差し控えさせていただきますと思います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 先ほど職員の副業の関係でお話がありまして。こちらには議員おっしゃるとおり、すでに他の自治体でも取り組まれている状況で、安平町においても当然営利企業への就業という部分では事前に届け出を出していただいて内容を確認していただいて、特に支障が無ければ、問題が無ければ、色々ルールがあるものですから、そこは基準に従っていただいて問題がなければ許可をしているという状況でして、以前にも今年に入ってからそういう他自治体の状況を踏まえて安平町としてやっていってはどうかという職員からの意見もありまして、そこら辺は内部で検討して、できるだけ支援ができる体制をとっていくという考えでいます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今農家さんの人手不足というところでの話ですが、既存の仕組みの中でも今総務課長が答弁したとおりに対応はできるわけですが、日高振興局含めて道職員がそういった手伝いをしているのがニュースでも拝見させていただきましたし、鹿部町の記事も新聞報道で読ませていただきました。安平町としてもそういった農家だけでなく、町内の商工業者含めてそういったことは今後あり得るのだろうなどは思いますけれども、あくまで地方公務員ということで職務専念の義務があり、そういった公務効率の観点も

ありますので、当然時間的な制限もこの制度には設けられていますが、そういったところをバランス図りながら行っていくべきものだと思います。現時点においてはまだ役場職員に手伝いとして来ていただきたいというそういった声は直接まだ届いていませんが、引き続きこういった仕組みについては安平町だけでなく様々な他の地方公共団体も同じ現状ではあるかと思えますので、そういった情報も入手しながら適切に対応していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばこの仕組みについて知らない農家さんもいらっしゃると思うので、ぜひ丁寧に話を聞きながら周知してその体制づくりができた時にはそのお話をさせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。  
次なのですが、

○議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） 補足します。制度ではなくて今現在言っているのは地方公務員法第38条の兼業の禁止の部分でして、その中で町長が先ほど言ったのが職務専念義務というのは地方公務員法の中にはきちんと定められているという部分で今後解除する検討をしていくというような話ですので、以上補足します。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 検討よろしくお願ひします。

次ですが、有機農法における現状について伺いたいのですが、よろしくお願ひします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 有機農業の経過と現状について説明させていただきます。令和5年の4月3日に全道で唯一オーガニックビレッジ宣言をさせていただきました。宣言に至る経緯について説明させていただきますが、

令和3年の5月に国が策定したみどりの食料システム戦略には2050年までの目標として化学農薬使用料の低減、化学肥料使用料の低減、耕地面積に占める有機農業の割合の3つが掲げられ、その目標を達成するために各種支援制度が設けられました。その一つに2025年までに全国100市町村で有機農業に地域ぐるみで取り組む産地の創出を目標とした有機農業産地づくり推進事業があります。この動きを受けて令和4年2月に安平町有機農業推進協議会から本事業の実施に関する要望があったことから協議を行い、安平町農業再生協議会を事業主体として事業に応募し、令和5年3月に令和5年から令和9年までの安平町有機農業実施計画が作成されたところです。令和4年8月17日に国の有機農業産地づくり事業の採択を受け事業を進めて参りました。現在はその計画に基づき事業が進められている状況となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この計画を策定されて、この計画に対してというか具体的にこの有機農法に関してどのように支援していくか、どれぐらいの期間で何名、何ヘクタール増やしていくか伺いたいのですが。多分実際に有機農法されている農家さんの話によると、新規就農の目標達成は難しくないのではないかと思うのですがと。しかし、全体の25%まで増やすとなると元々いらっしゃる農家さんも少しずつ増えていかないと難しいというふうにお話を伺ったのですが、この辺のところはいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） この食料システム戦略に基づく有機農業の国の目標というのは今三浦議員おっしゃったとおり全国の農地の25%、100万haを目指すという国の目標があります。安平町はこの有機農業の産地づくり事業に取り組むにあたっての目標としては、令和3年末現在の数字でいきますと8戸の農家、実際37haで営農されています。これは安平町全体の0.5%です。実際7440haありますが、それを安平町の有機農業の推進について令和9年度の目標達成数値が10戸、47haという目標を設定しているところです。現実的に新規就農に対しては一部観光農家さんからの転換もありますが、何とかこの10戸というのは達成できそうな見通しが今のところは立っています。47haについてもややそれに達するのではないかとは思っていますが、これから大きく国の目標を達成するにあたっては、やはり今三浦議員がおっしゃったように新規就農者をどう獲得するだけでは国の目標達成にはやはり私自身も難しいことかなと思っているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 特に土地の確保なども色々難しいかと思うのですが、フォーラムも開催され宣言もされ、広がってきているとは思いますがさらにPRをして広げてほしいというのがされている方々のお話でした。あとは一般農家さんの理解も得る必要があると、環境負荷軽減のためにご理解いただけたらというふうにおっしゃっていました。ただ、オーガニック宣言を行ったからと言って有機農法だけで進めていくものではないと。地域住民や一般農家さんへの理解を進めるための事業であり、どのように進めるかということが大切だということで、有機農法を行っている方々は有機農法も一般農法もバランスよく進めてほしいと。町もそのように進めてほしいし、有機農法推進協議会もそのような考え方ですが、こちら町の認識はいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 今のこの現状を考えますと、色々な世界的な情勢もあります。原油高だとか資材高騰により農業を取り巻く情勢は非常に厳しい環境があります。こういった中であらゆる農家さんがこの有機農業に一般の方もそうですが、農業者自ら非常に関心を持っていただいているというふうには認識しているところです。安平町としては、安平町には色々な農家がございます。そこに一つこの有機農業が加わって一つのまちづくりになっていけばいいなどは考えています。ただ、色々な農家、色々な種別を考えていた時になかなかこの有機農業の推進を行政が旗振りをして先導切ってやることは非常に難しい環境かなとは思っているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この協議会が立ち上がる前段でオーガニックビレッジ宣言を前段でも色々議論がされてきて。ちょうど今年ですか2月28日にフォーラムも開かせていただいて十勝圏で実際に有機農業をやっている方を講師に招いて講話をいただいたり、どういった自治体、手間はかかりますがそれで経営されている方の話も聞いたりして、今年度の事業計画の中ではすでに視察研修が終わっていると思いますが、視察研修の予算だったり、生産者向上に向けた後援会の開催だったり、また、先ほどの農業者の人材不足というところにも絡んでくるかもしれませんが、農業と福祉の連携の農福

連携の取り組みも町としても進めていきたいという考えを持っていますが、そういったところでの委託の試験導入といったところもこちらの協会の方では考えていただいているということです。町としては絶対量はまだまだ安平町全体からすると0.5%という話でしたが、給食センターの方にも一部こういった有機の野菜を取り入れていくことも検討させていただいていますので、量的な部分また時期的な部分、加工品であればすぐに導入できるのですが、そういった難しさがありますがそういった方向性を示しながら、あまり大きな目標ではなく、身の丈にあった、そして確実に実施できていくそういった目標を立てて今進めている認識です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 一般農家さんにお話を聞いたところ、有機農法興味あるけど難しいという方が多数でした。でも実際にされている農家さんの話によると有機農法は技術とか内容がわかれば飛び込める内容だということで、1年間の経費を先に決めて営農に支障がない、続けていける野菜の単価を決めてやっている状況なのでということも知っていただけたらとおっしゃっていました。そこら辺含めてPRも大事ななとおっしゃっていたので、また旗振りは難しいとおっしゃっていましたが、何かの形でお知らせしていただけたらと思います。

もう一つなのですが、5年間で先ほど計画が、有機農法実施計画が策定されているとお話があったのですが、この計画の中で国の支援としては令和5年から3年間は財源措置が行われるのですが、4年目5年目も町で支援をしていただけるのかどうかということで、こちらの確認もさせていただきたいのですが、できれば当該農家さんでは環境負荷の軽減のために継続してほしいというお話でした。いっぺんに時間が無いので言うてしまうのですが、販路についても学校給食への導入を進めています、介護施設への利用も例えば町の指定管理の介護施設へも卸すなど考えてもらえないかと。お年寄りにもぜひ食べてほしいということでお話がありましたがいかがですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 実際は今、給食センター等々利用していただけるように給食センター長の意向も確認しながら、どんな品目なら使っていただけるのか。先ほど町長が言ったように加工品であれば通年で供給することができるといった研究もこの事業の計画の中で進められている実態があります。先ほどPRに関しても今後もそういうフォーラム的な要素も計画として

は組み込まれている状況です。その中で、こういう品目がありますという中身の提供に関しては各施設に対してもすることができるのかなというふうに思っているところです。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 以前、内藤議員からのご質問の時に有機農法の食材の納入に関してご説明させていただいたのですが、現状では作物を納入するという部分に対して、要するに流通の問題が一番大きくて、その部分で安定的なロットを確保しながら供給をしていただけたらというところにちょっと課題があるところがあるので。多分給食センターに今納入させていただいている部分に関しては、この協議会を含めてきちんと納入をしていただけたらシステムを使わせていただけて進めていますので。それが介護の方にもかなうようであれば、あとは金額の問題等そういうところかなと思いますので、その辺は共通した課題点かなと思いますので、参考までにご答弁させていただきます。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） すみません先ほど国の支援のお金の関係が答弁漏れました。この事業計画を作成するにあたって作成する費用として令和4年度国の補助金が認められました。その後、令和5年から9年までの5か年に関して当初の2か年のみ国の支援が受けられるということでトータル計画づくりが1年、計画の推進が2年、トータル3年間国費が全額で充当されている形になっています。確かに議員おっしゃるとおり残り3年については財源がはっきりしないという状況がありまして、その財源の確保というところが非常に重要になってくるのですが、何かしらの方法で5年間のこの計画を遂行するにあたっては支援していきたいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この計画では国費が入る後の令和7から8、9年度まで3か年については各年38万の事業計画が今出されていますので。ここは町の単独費で何とか支援できればいいなどは考えています。最後、介護施設等の利用という話がありましたが、先ほど教育次長が答弁したとおりですので、そういった課題があるということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。ではよろしくお願いします。ちょっと最後にいきたいのですが。就農支援についてですが、後継者対策として就農支援について後継者がいない農家と農家をやってみたい方、でも経済的に大変みたいの方もいらっしゃると思うのですが、そちらをマッチングする政策を行ってはいかがというふうに考えています。合わせてこのような内容を農業後継者対策協議会において協議されているか。年間の開催回数と協議内容についても確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔島田農業委員会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（島田英二君） 就農支援という形の後継者がいない農家と農家をやりたい方とのマッチングという内容のご質問ですが、先ほど産業振興課長もお話ありましたが、安平町ではアサヒメロンと有機農家の二本立てで2年の研修を経て就農につなげる事業を行っています。農業委員会としてはこれから就農する方の農地の受け皿として、そういった離農される方が居た場合にはその農地を就農地としてマッチングするような考えは一応持っていますが、現状では町内の担い手農家の方についても規模拡大を望んでいる方が多くいまして、離農する方の農地の多くはその地域において地区の農業委員を中心に地区内で離農農地の受け皿を調整していただいている状況にあります。就農する農地についても耕作する作物、特にメロンだとかによりましては土壌条件とか水の問題等もありまして、どの農地であっても良いということではありませんので、離農地が出てそこで直ぐ就農できるということではないことをご理解いただきたいと考えています。また、農業委員会としても今後後継者のいない農家の方から農業をやりたいといった方に経営を譲りたいというご相談があれば農業公社等を通じて安平町でも就農を希望する方を探していきたいと考えています。

あと後継者対策の事業という形ですが、現状後継者対策の農業後継者対策事業については、現状農家の担い手の方のご子息と言いますか、そういった方々の花嫁対策と言いますか、配偶者対策という形で活動はしています。活動内容についてはそういった状況で後継者対策という形での活動をしている状況です。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） その内容も後継者対策協議会で話されている、協議会が開催されているということによろしいですか。

〔島田農業委員会事務局長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 農業委員会事務局長  
○農業委員会事務局長（島田英二君） 現状では先ほど言いました農業後継者対策協議会の中身についてはさっき言いました農業後継者の花嫁対策の交流会で町内外から女性を呼んでマッチングと言いますか機会を設けるような形の事業を行っている状況です。そういった一般の農業者、やりたい方を招いてという形の内容の協議は現在はしていない状況になっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） 私が今提案させていただいた内容も含め包括的に後継者対策をこの協議会で話していただけたらと思います。安平町の食を守るためにもぜひ農業者への支援を位置付けて力を入れていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。以上で終わらせていただきます。  
○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

- 議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。  
以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

---

◎ 日程第2 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第1号 乃至  
日程第7 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第6号

- 議長（多田政拓君） 日程第2、令和5年度第6回安平町議会定例会認定第1号、令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、令和5年度第6回安平町議会定例会認定第6号、令和4年度安平町水道事業会計決算の認定についての6件を一括議題とします。本件について決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

〔高山委員長挙手〕



○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○10番（高山正人君） 決算審査特別委員会の審査結果についてをご報告します。

令和5年10月30日

安平町議会議長 多田 政拓 様

決算審査特別委員会  
委員長 高山正人

## 委 員 会 審 査 報 告 書

令和5年第6回安平町議会定例会において、本委員会に付託された令和4年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計決算の認定については、審査の結果次のとおり決定したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第2号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第3号	令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第4号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第5号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第6号	令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について	認定すべきものと決定

本委員会に付託された令和4年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計決算の審査の結果、6件全て認定すべきものと決定しました。審査の概要をご報告致しますので次のページをご覧ください。

## 決算審査特別委員会審査の概要

### 1 審査事件

- (1) 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第1号  
令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第2号  
令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第3号  
令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第4号  
令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第5号  
令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第6号  
令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について

2 審査日時 令和5年10月26日(木)10時00分～16時28分  
令和5年10月27日(金)10時00分～14時55分

3 場 所 安平町総合庁舎議場

4 出席委員 高山正人委員長、梅森副委員長、工藤秀一委員、米川委員、  
鳥越委員、工藤隆男委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員

5 欠席委員 田村委員

6 委員外出席 多田議長

### 7 審査のため出席を求めた者

#### (1) 町事務部局

及川町長、田中副町長、木林総務課長、池田総務課参事、渡邊政策推進課長、山口政策推進課参事、佐々木税務住民課参事、森池産業振興課長、塩

谷建設課長、伊藤建設課参事、下出会計課長、阿部健康福祉課長、小板橋健康福祉課参事、蟹谷水道課長、谷村水道課参事、大窪総合支所長、村上商工観光課長

(2) 教育委員会事務局

種田教育長、永桶次長、佐々木参事

(3) 監査委員

小川代表監査委員、小笠原監査委員

8 議会事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

9 審査の経過

(1) 10月26日(木)

本委員会に付託された令和4年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため委員会を開催し、開会后、会議録署名委員の指名及び審査方法について諮り、次のとおり決定しました。

①会議録署名委員 2番 米川 恵美子 委員、9番 内藤 圭子 委員

②審査日程 10月26日、27日の2日間

③審査方法

一般会計及び特別会計、水道事業会計について内容説明を受けた後、歳出・歳入の順に審査を行い、質疑の方法は、一般会計の歳出については、事業費目の少ないものは款ごとに、事業費目の多い款については、それぞれページごとに質疑を行い、歳入はページごとに質疑を行うことに決定しました。特別会計及び水道事業会計は、いずれの会計もページごとの質疑とし、各会計とも最後に総括的質疑を受け、討論を行った後に認定すべきものか否か採決することとしました。

なお、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書等の質疑は、関連するページ若しくは総括的質疑において行うこととしました。

④決算審査

一般会計について審査を行い、副町長から説明を受けた後、歳出の審査を終え1日目の審査を終了しました。

(2) 10月27日(金)

昨日に引き続き委員会を開催し、一般会計の歳入の質疑から再開し、総括的質疑、討論の後、認定すべきものか否かの採決を行いました。

その後、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、公共下水道事業の4事業特別会計と水道事業会計について審査を行い、各会計ともに内容説明を受け、質疑応答を行った後に、それぞれ認定すべきものか否か採決を行い、付託事件の審査を終了し、最後に審査意見の取りまとめを行い、2日間の日程をすべて終了し、委員会を閉会しました。

## 10 審査結果

本委員会に付託された令和4年度各会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査を行った結果、一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の全てを認定すべきものと決定しましたのでご報告します。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。ただいま決算審査特別委員長より令和4年度各会計決算の認定については、6件全て認定すべきものと決定したとの報告がありました。

お諮り致します。本件については議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で審査を行ったものでありますので、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに会計ごとに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、採決を行います。

これから認定第1号令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第1号は認定と決定しました。

次に認定第2号令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第2号は認定と決定しました。

次に認定第3号令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第3号は認定と決定しました。

次に認定第4号令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第4号は認定と決定しました。

次に認定第5号令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第5号は認定と決定しました。

次に認定第6号令和4年度安平町水道事業会計決算の認定についてを採決致します。本件について委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって認定第6号は委員長報告のとおり認定と決定しました。

---

◎ 日程第8 発委第1号

○議長（多田政拓君） 日程第8、発委第1号安平町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 発委第1号朗読

発委第1号

安平町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

安平町議会会議規則（平成18年安平町議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

安平町議会改革調査特別委員会  
委員長 梅森 敬仁

（提案理由）

議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）を進めるために必要な事項を定めるため、この規則の制定について、提案するものである。

本件の提案説明は、提出委員長からご説明申し上げます。以上です。

〔梅森議会改革特別委員会委員長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 議会改革特別委員会委員長、梅森委員長どうぞ。
- 11番（梅森敬仁君） 11番、梅森です。それでは発委第1号の提案説明をさせていただきます。本案改正については令和6年3月定例会から予定をしています議会運営のデジタル化に向けまして、議場にタブレット端末等を持ち込み使用できるよう条文を追加するものです。条文の朗読は省略し、新旧対照表により内容を説明します。規則第102条の次に第102条の2を追加し、議員及び町長、その他関係機関、職員はタブレット端末等の情報通信機器を議場に持ち込み会議に使用できるよう規定するものです。これ以外の細かなルールは別途要綱や規定などで定めることを予定しています。なお、この条例の施行日は公布の日からとしています。以上、提案説明とさせていただきます。
- 議長（多田政拓君） ご苦勞様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから発委第1号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次の議題に入る前に税務住民課奥田課長から退席の願いがありますのでこれを許可します。暫時休憩します。

（暫時休憩）  
（奥田課長退室）

○議長（多田政拓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎ 日程第9 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第1号安平町固定資産評価員の選任の同意についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町固定資産評価員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町固定資産評価員に選任しようとする者

奥 田 浩 司

(提案理由)

安平町固定資産評価員として上記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

提案説明をさせていただきます。令和5年12月1日付け人事発令で奥田浩司氏が税務住民課長として着任したため、同氏を安平町固定資産評価員に選任するものです。なお、住所、生年月日、職業、略歴については記載のとおりです。町長より補足説明があります。

[及川町長挙手]

○議長(多田政拓君) 町長。

○町長(及川秀一郎君) それでは補足説明をさせていただきます。地方税法の規定に基づきまして固定資産を適正に評価し、且つ町長が行う価格の決定を補助するために固定資産評価員を設置していることはご案内のとおりです。本年12月1日付けで奥田浩司氏を税務住民課長として発令したところで、同氏を固定資産評価員として選任したく提案するものです。奥田浩司氏は略歴にありますとおり税務経験もあり、長年地方行政に従事していますことから固定資産に関する豊富な知識を有し、その職責を全うするに相応しい方であると考えていますので、ご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長(多田政拓君) 小笠原議員。

○3番(小笠原直治君) 私は今、総務課長、町長から選任同意についてを審議する前に一つ確認していきたいことがあるのです。実はこの固定資産評価員、7月21日の第5回臨時議会の中で議案として我々議会は同意をしました。それは評価員として業務を遂行できるとの判断で私たちはしたところですが、この間見ていると第5回から6回7回8回までは1回も議会には出てきていませんでした。そんな意味では、私はこの7月21日における固定資産評価員の何のための同意だったのか極めて私は遺憾に思いますし、我々議会としては、まさに業務を遂行できない者を選任同意したのかということにならざる



を得ません。その点についてどういうことなのか、しっかりと説明を求めます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今ご質問いただいた7月21日に選任同意のご同意いただいた菊地健前課長になりますけれども、その際にも説明をさせていただきましたが、当時会計課長として従事していましたが、10月1日から導入されるインボイスの適用だったり、また決算の資料の作成等といったところが原因もありまして体調を壊されたということであります。会計課長の職については空席ということが許されないわけですので、そこで前任であった下出佳史氏を会計課長に選任し、そして菊地健氏をその後任として税務住民課長として任命したところでした。その間、日常の業務については課の中の体制の中で課長補佐以下が閑散期だったり繁忙期だったりそういった時期が税務の中でありまして、一日も早い復職を願っていたわけですが、今回体調がまだ回復に至っていないという医者からの診断等もその後提出をされたこともあり、また、11月中にご本人から降任の、降格願いが提出されたこともありまして、今後年明けから確定申告等も入って参りますので、そういったことからこの状態を続けるということが難しく、12月1日時点で奥田氏を税務住民課長に発令をさせていただいたということですので、能力的には菊地健氏も税務経験もあり、その能力については申し分ないわけですが、体調の部分が起因となって現在に至っているという状況がこの7月時点ではわかり兼ねる部分がありましたので、今回こういったことになったということですので、そういった事情を勘案してご理解いただければと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は、町長は今、別になくても税務課で担当が下にいるのでいいというような認識をしているかのような発言をされていますが、私は固定資産税評価員、委員会を代表して要である固定評価員の税務課長というのは、しっかりと議会に出なければならぬことになっているのです。それで5か月間も不在だったということですね、固定資産税評価員。結果的に5か月間不在だったということ。これはまさに私は町長のいわゆる任命責任を問わざるを得ません。わかっているながら、わかりつつ彼を税務課長に任命し、結果的には5か月間も不在にしていたと。これは私は議会を含めて極めて町民に対して誠に許さざるを得ない現状です。私はあの時、町長と議論しました。任命人事権は町長にありますよと。そう焦らずゆっくりと

経過を見ながらいわゆる発令行為をすべきではないかと。当面会計課長については兼務したって別に構わないこととありますから、誰かがやれば。そんな意味では私はもう一回このまちづくり基本条例の第2条2の定義の中にしっかりと町の執行機関の中に固定資産税評価委員会というのが入っているのです。その要が税務課長、評価員なのですね。これをあんだ5か月も不在にしている結果的には病状含めて、私わかりませんよ、何の病気かわかりませんが、なったので降職願を出したので変わりましたってことには私はそんな簡単なことはありませんし、したらなんで7月21日に我々が業務を遂行できない人を選んだのかってということなのですよ。そうでしょ。そんなことにはならないでしょあんだ。我々議会に同意を求めて。それは町長ね、そんな軽い問題ではありませんよ、この問題は。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 私は業務ができない者を任命したとは思っていません。職員は我々全員そうではありますが、当然いつ病気になるかわかりませんし、何か事故があるかもわからない中でありまして。7月の時点では体調が不良になったということで自宅療養していた。ただ、ここまで聞かれましたので詳しくは言いませんが、結果的なことではなく心理面の体調不良ということでしたので、当初8月だったり9月中には復職、復帰できるのではないかと私は思っていました。その後心療内科の受診もすぐに診てもらえるという状況ではなく、そして時間がかかったということもあってその後受診をし、そして自宅療養、さらにそれが今回延びたということもあって、そして繰り返しになりますが降格願も出てきた。ですからその議会を何か軽視をしたことは一切なく、また選任した当時、7月の段階で菊地氏については体調が戻れば間違いなく旧税務課長としての職責は果たせる、この固定資産評価員についても問題ないという判断でありました。ですから先ほどできない人を任命したという、そうではないと。できる方である。ただ、体調面についてはそれは2つ要因があると。仕事の能力的に対応できるかどうかと、あとは体調面というのはこれは誰もがついてまわるものですので、そこの見通しが甘かったと言われるかもしれませんが、私はその時点では5か月間も延びるということにはわかっていなかったわけですので、その時点で何か半年なり5か月間診断書が出て空席になることがわかっていて選任するのであれば、それは先ほどの指摘は当たると思いますが、そうではないと。また、兼務発令ということではありませんが、副町長がその課長に代わって決裁行為を行う形での対応も行わせていただきましたので、そういった実情は今回のケースだけでなく、様々なことにおいてもあり得ることですので、そういった事情をご理解いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そんなことがあるわけないでしょ町長。任命する時にすでに病状があって、いつ業務を遂行できるかわからない状況の人を選んでおいて。そもそもがそこから始まるのですよ。いわゆる一つの課から色んな問題があって移してくださいということに頼んで移したわけですから。その移した時点において、やっぱり見極めがねしっかりと、移したのだから税務課行った時には仕事ができるという体制が、担保があるから我々に、議会に出したのですよ。担保のない人を、取れない人を議会に出して同意させてだよ、そんなことなんて起きるわけないでしょ。私は出て任命、課長になって、それから病気が起きて不在というならわかりますよ。そういうことは起きますよそれは、人間ですから。でも最初から全然できない者を、任務を、これ仕事とかではないですよ、体のことで遂行できないことを選んだことが町長あなたの任命責任だと言っているのですよ。あんた謝罪もしないで正しいんだって、そんなこと世の中通じませんよ、我々議会で選任同意求める時に、我々はできると思って任命しているのですから。体調万全で。そんなことは起きる問題ではないのですよ。その点町長はしっかりと自らの任命責任をしっかりととってください、とって認めてください。それでなかったら我々何のために議会で同意したの。5か月も不在にしていたのですよ。何の手当もしていないじゃないですか。その点どうですか、もう3回目なのでこれ以上ないですけど。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 内容についてはもう繰り返しになりますので申し上げますけれども。任命責任があるのはそのとおりであります。そこは責任がないとは一言も言っていませんし、全責任を全てにおいて行っているのが私の立場ですから、今回についても、今回選任した方についても責任をもってこれからも対応していきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。  
本件について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のと  
おり同意することに決定しました。暫時休憩します。

(暫時休憩)  
(奥田課長入室)

○議長(多田政拓君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎ 日程第10 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第10、議案第2号安平町下水道事業に地方公営企業  
法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい  
てを議題とします。提案説明を求めます。

[蟹谷水道課長挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課長。  
○水道課長(蟹谷光弘君) 議案第2号朗読

議案第2号

安平町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

安平町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条  
例整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年4月1日から地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用することに伴い、安平町下水道事業等の関係条例の一部を改正するため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略致しまして、条例制定の趣旨及び関係条例の改正内容についてご説明致しますので、事前にお配りしております議案第2号資料をご覧願います。

初めに条例制定の趣旨でございますが、下水道事業につきましては今後管路、処理場等の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等による使用料収入の減少により厳しい経営環境が見込まれるなか、経営状態や財政状況をより明確にする財政的な管理を実施し、さらに効率的で安定した事業経営を行う必要があります。このため地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行することにより経営状況や資産等を適切に把握し、設備の老朽化や更新等の事業に対して経済性を発揮しながら運営して行くものであります。また、国からも公営企業会計の適用について令和6年度までに移行するよう強く要請がなされているところであります。以上のことから現在下水道事業は官庁会計、単式簿記により運営しておりますが、水道事業と同様に地方公営企業法の全部を適用し令和6年4月1日から公営企業会計、複式簿記に移行させるため、関係条例の一部改正を行うものとなります。

続きまして関係条例の改正概要をご説明致しますので議案裏面の条例本文をご覧願います。今回の関係条例の一部改正につきましては職員定数に係る条例、特別会計の設置に係る条例そして現在の公共下水道事業に係る条例5件、また、すでに公営企業へ移行済みの水道事業関係条例へ下水道事業を加え改めるものが3件となり、合わせて10件の条例改正を条立てで一括取りまとめ、安平町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例として制定提案するものでございます。

それではまず第1条安平町職員定数条例の一部改正では、現在町長の事務部局に属する下水道事業職員について移行に伴い公営企業組織に属することとなるため、定数を整理する改正を行います。

次に第2条安平町特別会計条例の一部改正は、安平町下水道事業特別会計について、その設置根拠が地方公営企業法に変更となるため、これを削ることとなります。

次の第3条安平町公共下水道条例の一部改正からの内容ですが、今回事業

の形態は公営企業となりますが、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくため条例の内容を大きく改正するものではありません。しかし、地方公営企業法では公営企業の管理者を置くことが原則となりますが、安平町の場合、地方公共団体の長、安平町長が管理者の権限を行うこととしているため条文中の町長を管理者と改めるもの。また、規則という文言は地方自治法に基づくもので、これに代わるものとして地方公営企業法上におきましては規程となるため規則を規程に改めるものでございます。

そのため次のページからの第4条安平町公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正、条文3枚目第5条安平町特定環境保全公共下水道事業 受益者分担金条例の一部改正、第6条安平町水洗化等改造補助金条例の一部改正、第7条安平町水洗化等改造資金貸付条例の一部改正につきましても同様に条文中の字句の改正となります。

次に条文4枚目、第8条安平町水道事業の設置等に関する条例の一部改正ですが、すでに公営企業会計へ移行済みの安平町水道事業の設置等に関する条例へ下水道事業を追加するものであります。そのため題名と条文中の安平町水道事業の後に、及び下水道事業と字句を加え改めようとするもの。また、地方公営企業法の規定全部を適用する旨を規定致します。

そして次からの第9条安平町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正、条文5枚目、第10条安平町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましても、第8条同様水道事業の条例と共有するため、題名や条文中の安平町水道事業の後ろに、及び下水道事業と字句を追加しようとするものであります。

最後に附則と致しまして、本条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。なお、各関係条例の具体的な改正箇所については新旧対照表に記載のとおりとなりますのでご参照願います。以上で提案説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 確認の意味でお尋ねしたいのですが、水道の関係は企業やっていましたね、会計。それで身分なのですが、職員が10名になりましたが、身分については従来どおり安平町役場職員からの派遣という形をとるといふことで理解してよろしいですか。

[蟹谷水道課長挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） ご質問の職員の身分については、現在の水道会計と同じように共有している部分がありますので、今回の下水道担当者についても同じこととなります。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第11 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第3号安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木税務住民課参事举手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 議案第3号朗読

議案第3号

## 安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

安平町印鑑条例（平成18年安平町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

### （提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、この条例の制定について提案するものである。

それでは条文の朗読を省略して、条例制定の趣旨及び改正内容についてご説明します。初めに条例制定の趣旨ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等のマルチコピー機からの交付が可能となるため、申請及び交付方法について改正するものです。

次に改正内容についてご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。第13条の第3項にコンビニエンスストア等の交付の手続きに関する条文を追加するもので、申請についてはマイナンバーカードの暗証番号を入力することで本人確認とし、マルチコピー機から出力することで交付とする内容です。

なお、条文に戻っていただきまして、附則についてはコンビニ交付開始日と合わせ令和6年1月15日から施行するものです。なお、コンビニ交付については印鑑登録証明書のほか住民票の交付も可能となるもので、交付手数料については現在の窓口交付と同額の印鑑登録証明書は300円、住民票は200円です。以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありません



か。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第12 議案第4号

○議長(多田政拓君) 日程第12、議案第4号安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[奥田税務住民課長挙手]

○議長(多田政拓君) 税務住民課長。

○税務住民課長(奥田浩司君) 議案第4号朗読

議案第4号

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略し、別添資料にて条例改正の主旨及び改正内容についてご説明致します。今回の国民健康保険税の改正につきましては全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などの観点から出産する被保険者にかかる産前産後期間相当分4か月間の所得割額及び均等割額を免除する改正が主なもので、それに関連する条項等について所要の見直しを行うため改正するものです。

資料をご覧ください。第23条第3項は出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の全額を減額することを定めるもので、所得に応じた7割、5割または2割の減額措置を実施している低所得世帯に対しては、当該減額措置を実施した後の均等割額を減額するもの。

次に第24条の3は、第1項では届書に係る記載必要事項を定め、第2項では届書に添付する書類を定め、第3項では出産前に届出する場合の手続きできる期間を定め、第4項では町長が第1項及び第2項に関する事項を確認することができる場合は届出を省略できることを定めるものでございます。なお、施行月日は令和6年1月1日です。

以上で提案説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第13 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第5号安平町道の駅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 議案第5号朗読。

議案第5号

安平町道の駅条例の一部を改正する条例の制定について

安平町道の駅条例（平成30年安平町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町道の駅来場者数の状況を鑑み、夏期の期間を1か月間短縮し冬期の期間を1か月延長するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明します。まず条例制定の趣旨については、安平町道の駅の夏場以降における時間帯別来場者数の状況を鑑み、夕方の来場者数に減少傾向が見られる10月の閉館時間を1時間早め夏期の期間を1か月短縮し高騰している電気料金の抑制などに資するよう改正するものです。

次に一部改正の内容についてご説明します。新旧対照表をご覧ください。第7条の表中、開館時間について（1）夏期10月までを9月までに改め、（2）冬期11月からを10月からの改めるものです。

附則第1項は、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものです。

附則第2項は、安平町道の駅条例の一部改正に合わせ、安平町鉄道資料館

条例第5条の表中、開館時間について4月から9月までの開館時間に変更はありませんが10月の開館時間に変更になるため、4月から9月までを（1）とし、（2）として10月の開館時間を午前9時から午後5時までに改めるものです。以上でご説明を終わります。ご審議を上げ決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第14 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第14、議案第6号安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 議案第6号朗読。

## 議案第6号

安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年安平町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

### （提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴う変更について必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略しますが、初めに提案理由を補足説明した上で新旧対照表によりご説明します。提案理由の方の整備及び改正を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴う本町が定める条例を改正するものです。

改正点は第13次地方分権一括法が令和5年6月13日に施行されたことを受け、9月16日に就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律改正されたことに合わせたもので、内容は認定こども園を政令指定都市の場合、権限移譲する改正があったもので、当町においては何ら影響のある改正ではありませんが、改正点の条例整備を行うものです。

第15条第1項第2項中、同条第9項を同条第10項に改める。第35条第3項中、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数とあるのは、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数を削る。続いて第36条第3項中、第6条第2項中の次に特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る）以下、この項において同じとあるのは、特定教育・保育施設（特別利用教育を提供

している施設に限る) 以下この項において同じと法第19条第1項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育保育給付認定子どもの総数の次に同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定数の総数とあるのは同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分にかかる利用定員の総数を加える。第42条第1項第3号中及び第4項第1号を削る。この条例の施行日は公布の日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(多田政拓君) ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時52分

---

再開 午後 1時00分

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。

---

◎ 日程第15 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第15、議案第7号令和5年度安平町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第7号朗読。

議案第7号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度安平町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

低所得者世帯臨時特別給付金支給事業費の増額等により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第7号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144,409千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ8,814,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和5年度安平町一般会計補正予算(第7号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では国の補正予算に伴う重点支援地方交付金による低所得者世帯支援分6652万6000円の計上など。歳出では低所得者世帯臨時特別給付金支給事業費8776万9000円の増額計上などです。

それでは歳出から説明を致します、16ページをお開き下さい。

2款総務費、1項1目一般管理費(1)その他一般管理経費8節は、中央要望など上京回数が増によるもの。9節は町内生産馬の優勝に伴う祝花の増加などにより今後不足が見込まれることから増額をするものです。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業は、電柱所有者からの移設要請により増額、(2)総合行政ネットワークシステム運用事業は、システム協議会負担金の増額によるもので、(3)電算機器等管理経費は、プリンタ等の修繕の増加により不足が見込まれるため増額をするものです。17ページ(4)その他電子計算経費は、OA機器等消耗品の増加により不足が見込まれるため増額をするもので、(5)戸籍情報システム改修事業は、令和6年度の実施となるため予算を減額するものです。(6)安平町公式ホームページリニューアル事業は、サーバー利用料等の価格改定などにより増額するもので、(7)社会保障・税番号制度システム構築事業は、住民票氏名の振り仮名対応などに係る費用などシステム改修費負担金を計上するものです。7目財産管理費(1)公用車管理経費は、燃料使用量及び単価上昇により今後不足が見込まれるため増額をするもので、18ページ(2)庁舎管理経費は、職員の業務効率化を図るためコードレス電話機1台を購入するものです。(3)町有施設管理経費10節光熱水費は、国の激変緩和対策事業の値引き率半減に伴う各公共施設の電気料金の増額で、修繕料は施設グループ所管外公共施設修繕や街灯修繕の増加などによる増額です。12節は事業の見直し



により不要となったため減額するもので、14節は社会福祉協議会追分支所前の看板改修を行うもの、(4)福祉バス運行経費はエアコン故障による修繕料の増額計上です。10目企画費(1)地域公共交通対策事業13節は共通回数乗車券の利用者増により増額、18節はいずれも利用者の増によるもので、(2)地域おこし協力隊活用事業は令和5年度未着任及び令和6年度新規採用募集に係る経費を計上するものです。19ページ11目まちづくり推進費(1)定住促進事業10節は、おためし体験住宅の利用増により今後不足が見込まれることから増額するもので、印刷製本費は町有地売却に伴い新たにチラシの作成を行うため増額するものです。(2)地区別計画協働づくり事業は不用額の減額です。15目財政調整基金費(1)市町村備荒資金組合納付金は配分金額が確定したため減額するもので、(2)産業づくり基金積立金は立木売却収入補正分を減額するものです。

20ページ3款民生費1項1目社会福祉総務費(1)国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額で、(2)低所得者世帯臨時特別給付金支給事業は、国の補正に伴う重点支援地方交付金事業を行うもので低所得者世帯向け支援として1世帯当たり7万円を支給するもので、事務費を含め増額計上となっています。12月13日に国から重点支援地方交付金Q&Aにより支給内容等において各地方公共団体において検討していただくものとの確認がとれましたので、対象者は12月1日時点で安平町に住所を有し先に3万円を支給済みの非課税世帯へ7万円を振り込むため議決後12月27日支給を目指すものです。また、新規該当の方におかれましてはこれからの調査が必要ですが、速やかに事務手続きを行い速やかな支給を目指します。4目社会福祉施設費は、ふれあい交流館みなくるの消防設備修繕料の計上です。21ページ5目ぬくもりセンター施設費11節は、ぬくもりの湯の券売機2台のうち1台を新紙幣に対応するための改造費用ともう1台を廃棄処分する手数料で、12節の券売機保守点検業務委託料は廃棄による契約解除によるもので、その他は執行残及び不用額の整理です。6目ひとり親家庭等医療費及び7目子ども医療費、22ページ8目重度心身しょうがい者医療費は、いずれも受診件数の増加などによる増額です。9目高齢者福祉費(1)高齢者支援事業は申請者の増加等が見込まれることから増額するもので、(2)北海道後期高齢者医療広域連合経費は令和4年度の負担金確定による減額で、(3)後期高齢者医療事業特別会計繰出金は保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額です。(4)福祉灯油特別対策事業は、住宅の低所得高齢者等の負担軽減策として物価高騰対策の現状も踏まえ1世帯当たり1万円の助成を高齢者世帯794件、ひとり親世帯33件、しょうがい者世帯29件に対し申請率50%を見込んで計上するものです。23ページ10目高齢者福祉施設費(1)高齢者施設管理運営経費10節は、光熱水費は電気料及び水道料の増額、修繕料は退去に伴う施設修繕の町負担分、11節は電話料の利用増によるもので、12節は執行残の整理、13節は使用料の増によるものです。(2)

デイサービスセンター改修事業はデイサービスセンターサックルのトイレ洗浄センサーの交換工事を行うものです。11目介護支援費は介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金が増額するもので、24ページ12目しょうがい者福祉費は認定に要する医師の意見書及び支払手数料の件数増によるものです。2項2目保育所運営費は入所者の増により増額するもので、3目子育て支援費は追分児童館放課後支援員キャリアアップ処遇改善事業分を増額するものです。4目認定こども園等運営経費12節及び14節は、執行残及び不用額の整理で、18節及び19節は対象者の増により増額するものです。

25ページ4款衛生費1項1目地域保健費は、医療機器導入により早来ファミリー歯科に対する助成金で、新たに申請が見込まれることから増額するもので、3目母子保健事業は明治安田生命保険相互会社からの指定寄付金を活用し経年劣化に伴う備品更新を行うもので、乳児体重計及び身長計などを購入します。5目環境衛生費(1)合併処理浄化槽設置整備補助交付事業は申請見込みにより不足が生じることから増額するもの、(2)再生可能エネルギー導入目標策定事業は公共施設等のゼロカーボン化の推進を図るため令和7年度までの財源として脱炭素化推進事業債の活用にあたり地球温暖化対策実行計画を令和5年度中に作成するため計上するものです。26ページ7目保健センター管理費は非常用放送設備の修繕を行うもので、5款労働費1項2目労働会館施設費は、北海道の最低賃金の改定に伴う町単価の改定に合わせ管理業務委託料を増額するものです。

6款農林水産業費1項4目農業振興費(1)生産振興対策事業経費、地域農業支援システム整備推進事業費補助金は、交付額決定により減額するもの。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金は、なたねの品種転換に伴う交雑防止対策事業を実施するもので予算配分となったため計上するものです。27ページ2項2目林業振興費は、いずれも執行残及び不用額の整理です。

28ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費は、企業版ふるさと納税のマッチング支援業務の手数料として寄付金額の10%に消費税を加えた額を支払うもので、10万円の寄付を見込み計上するものです。2目観光費(1)道の駅運営事業経費は電気料金の高騰により指定管理料を増額するもので、(2)物産館管理経費は最低賃金の改定に伴い管理業務委託料を増額するものです。3目道央新事業創出促進事業費は、人事院勧告に基づく条例改正で人件費が増になったため負担金が増額したものです。

29ページにまたがる8款土木費4項2目公園費(1)鹿公園管理経費は、利用者の満足度向上に向け不足するキャンプ場のリヤカーを購入するもので、(2)町内公園管理経費3節から14節は執行残の整理で、17節は維持管理業務に必要な備品で枝粉碎機などの購入をするものです。5目公共下水道費は公共下水道事業特別会計補正予算による繰出金の減額です。30ページ5項1目住宅管理費は公営住宅の掃除で、下水道を利用することが見込まれるため増額するものです。

9款消防費1項1目消防組合費は人事院勧告に基づく条例改正で人件費が増になったことと、その他事業等の精査などにより負担金が増額したものです。

10款教育費1項3目義務教育費は電気料金などの増額で、31ページ4目教育振興費は道外からの留学生受入のため民間施設を活用し宿泊施設整備経費を交付するもので、2部屋分の改修費用です。2項1目学校管理費は燃料単価の上昇による増額。2目教育振興費は公益財団法人コカ・コーラ環境財団からの助成金を活用し、追分小学校で要望のあった電子黒板などを購入するものです。32ページにまたがる4項1目学校管理費15節は経年劣化した机の天板を交換するもので、22節は令和4年度に交付を受けた学校環境改善交付金で、申請面積に誤りがあり過大に交付を受けていたことから返還金を計上するものです。5項1目社会教育総務費は助成対象者の増加に伴い増額するもので、3目公民館費10節燃料費は燃料単価の上昇による増額、修繕料は修繕箇所の増加に伴う増額で、12節は最低賃金の改定に伴う町単価の改定に合わせ、管理業務委託料を増額するものです。33ページ6項3目体育施設費は燃料単価の上昇による増額、4目学校給食費10節は配送車のテールゲートを修繕するもので、12節は最低賃金の改定に伴い町単価の改定に合わせ業務委託料を増額するものです。5目スキー場管理費は使用料の増額補正による財源振替で、7目スポーツセンター管理費(1)多目的スポーツセンター施設維持管理経費は燃料単価の上昇による増額です。34ページ(2)せいこドーム維持管理経費12節はスポーツセンターの収入の減少及び燃料価格高騰に伴う燃料費及び光熱費の支援を行うもの。14節はアイスアリーナ入口前廊下結露対策工事を行うもので、8目野球場管理費は不用額の整理です。

11款災害復旧費1項1目河川災害復旧費は準用河川ニタツポロ川災害復旧工事で、新たに附帯工事を執行するため計上するものです。

35ページ12款公債費1項1目元金は起債借入後10年経過の利率見直しに伴う増額で、2目利子は利率見直し及び令和4年度借入利率確定による減額です。

12款給与費は権限委譲事務委託金の交付額決定による財源振替です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので7ページをお開きください。

10款国有提供施設所在市町村交付金及び8ページにまたがる11款地方特例交付金は交付額決定によるものです。

15款使用料及び手数料1項7目土木使用料及び9ページ8目教育使用料はいずれも決算見込によるものです。

16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は国民健康保険に対する保険基盤安定負担金の決算見込みによるもので、10ページ2項1目総務費国庫補助金1節は地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業で、しょうがい者福祉システム修正業務に対する国庫補助分、5節は戸籍附票システム振り仮名対応及び住民票氏名への振り仮名対応、マイナンバーカード氏名等

への振り仮名、ローマ字表記に係る費用に対する国庫補助分の計上で、6節は低所得者世帯臨時特別給付金支給事業に対する国庫補助分の計上です。

11ページにまたがる17款道支出金1項1目民生費道負担金は国民健康保険及び後期高齢者医療に対する保険基盤安定負担金の決算見込みによるもので、4目農林水産業費道補助金1節は持続的畑作生産体系確立緊急事業補助金事業の取組によるものです。3項1目総務費委託金は権限委譲事務委託金の交付額決定による増額です。

12ページ18款財産収入1項2目利子及び配当金は、配分金が確定したため減額するもので、2項1目不動産売払収入は決算見込により減額するものです。

13ページ19款寄付金1項2目指定寄付金は、企業版ふるさと納税による計上及び明治安田生命保険相互会社苫小牧支社より寄付を受けたものです。

20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、14ページ2目減債基金繰入金は令和3年度借入の臨時財政対策債の利子償還分に充当するもので、充当額の調整を行うため減額をするものです。3目まちづくり基金繰入金及び4目産業づくり基金繰入金、5目ひとづくり基金繰入金は充当事業の補正等によるものです。

15ページにまたがる22款諸収入4項6目雑入自動販売機設置料は決算見込みによるもの。雑入、スポーツセンター指定管理者負担金は指定管理料の増額に伴う負担金の増額で、公益財団法人コカ・コーラ教育・環境財団助成金は北海道胆振東部地震公共施設等直接支援助成金を受けるものです。

23款町債1項3目衛生債及び5目教育債は対象事業費の増額によるものです。

次に繰越明許費について説明します、4ページをお開きください。第2表繰越明許費2款1項土地分筆業務委託2000万円は6月議会にて補正をしましたが、土地利用の再検討などにより遅延が生じ今年度中の実施完了が困難となったため繰越事業とするものです。

次に第3表債務負担行為補正は廃止として、開発行為申請等業務委託限度額1260万円は、事業の見直しなどから債務負担行為が不要となったため廃止をするものです。

第4表地方債補正は変更として、地域医療提供体制維持費補助事業の限度額を2830万円から3490万円に、合併処理浄化槽設置事業の限度額を320万円から340万円に、せいこドーム整備事業の限度額を3430万円から3450万円に変更するもので起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4440万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1415万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を

行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出16ページをお開きください。16ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 16ページの総務費の一般管理費のところの、その他一般管理費の旅費と交際費の関係なのですが。こちら増額要因の詳細をお知らせください。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） その他一般管理費の旅費と交際費の増額要因の関係ですが、こちら先ほど副町長のご説明にもありましたけども、まず旅費については中央要望等の関係で、町長上京分の旅費が例年より増加した、増加したと言いますか、ここ2、3年は新型コロナの関係でかなり出張等が減少していましたが、それが元に戻ってきたというところで当初予算計上額より若干上回ったというところで額的には約33万9000円の増額、それと今後の部分で今議会でも色々と一般質問でも出されていましたがラピダス関連の部分で今後の出張が見込まれるということで48万4000円を見込んだところで、それらが主な要因ということで増額補正をさせていただきたいということです。

もう1点、交際費の関係です。こちらは副町長の説明にもありましたが一つは競馬の優勝、町内生産馬の優勝の祝い花、こちらが例年と比較して今年かなり成績が良かったものですから、その分で約32万1000円の増額ということになります。細かなところで申し訳ありませんが平成29年から拾ってみたところ、平成29から令和4年度までの実績でこれら町内生産馬の優勝にかかる祝い花、年間20回ほど支出していたものが今年度については決算見込みで大体34回増えたと、34回を見込んでその分増加したということです。主な要因としては以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 旅費に関してはコロナで減ったものが元に戻ってきたとお話だったのですが、今後、年間でいくらいまでという上限とか設けるのかどうかお願いします。設けることは無い、そういうのも無いということでしょうか。

[木林総務課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 特に上限は設けてはいませんが、例年だいたい通常年にしますとだいたい決まった中央要望の日程等になりますので、そこは極端に増えることはないのかなと考えていますが、ただここ2、3年はコロナの関係でかなり減少していたものが、繰り返しになりますが、それが徐々に回復してきたというところです。

[及川町長挙手]

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 中央要望等は毎年他の自治体と一緒に行くものだけでなく、今年度もそうですが安平町単独での要望であったり、また、企業版ふるさと納税の関係も含めて単独で関連企業を回ることも行ってきていますので、そういった意味では来年度以降もそういったことで様々なところに出向きながら情報収集であったり安平町にとって有益な取り組みになるよう、そういった目的で出張させていただいていますのでご承知おき願いたいと思います。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ17、18ページ、質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 18ページ10目企画費の地域おこし協力隊の事業の委託料の関係ですが。確認したいのですが、町が募集をして結果的に集まらなかったということで委託をするのだらうと思うのですが、集まらなかった要因とは何なのか。委託することに集まってくるという根拠は何なのか伺います。

[山口政策推進課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今回の補正内容にまず先に説明したいと思います。副町長の説明でもあったとおり、まずは令和5年度未着任分こちらが4名となっています。次に令和6年度の新規採用のうち早期着任が必要だと考えた隊員2名分、こちらの募集となっています。

まず、未着任分の協力隊の状況ですが、まず2名はハイヤー運転手関係です。もう1名は地区別関係者で1名、もう1名は介護従事者の部分で1名。こちらが令和5年度ずっと募集をしているのですが、着任が出てきていない4名となっています。この未着任できていない部分の要因と考え方についてになります。今までの募集方法については、料金がかからない形でやっていたということもありまして、安平町ホームページまた国で設置しているJOINという移住交流を進めている隊員募集サイトがありまして、こちらで全国の自治体と一緒に募集していました。もう一つはハローワーク。もう一つは自分たちでできる取り組みということで移住フェア等に行った際には地域おこし協力隊のご案内もしまして、そうした募集活動をしていたところです。こうした活動をやっていたのですが、先ほど挙げた4名については、なかなか現在人手不足という応募の厳しい環境もありまして手が挙がって来なかったという現状を受けて今回このタイミングで追加補正をさせていただいて募集の強化という形をとっているところです。

今回強化する内容になりますが、一つ人材紹介型ということでこれは成果報酬に伴う形のものを一つ想定しています。もう一つは有料求人広告になるのですが、これ2つの媒体に募集をかける予定をしまして、一つはこれも成功報酬型です。もう一つは一般的な事前課金型ということでこの広告をこの期間やると必ずこの料金がかかるよという内容になっています。ですので人材紹介型は欲しい人材を確実に少しでも取りに行こうということで今回追加費用を組んで実施するものでして、有料広告型についてはこれまで無料でなかなか手が届かなかったところに有料媒体を使うことでより広く周知をかけることで少しでも応募の可能性を高めていきたいと、そんな内容の追加強化策となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） よくわからないのですが。結局はホームページで色々な形の中で町としては募集をやってきましたよと。しかし、残念ながら令和5年度分の4名分はなかなか募集者がいなかったと。そうすると募集採用業務委託をすることによって、できるという判断をしたという根拠ってまだわからないですね。それやるなら何とかサイトとか自分たちでやればいいことだし、それなんで委託になったら来るのか。自分たちでやったら来ないのかということをしつかりしなかったら。先ほど成功報酬制をとってお金を

かければ来るんだという単純な考え方でいいのかい。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず現状と分析という部分で言いますと、この間も無料広告で募集をかけていたが来なかったということ踏まえて今回追加の強化の募集をかけるということです。これ募集したことによって確実にじゃあ人が確保できるのかということのご指摘だったと思うのですが、この点については現在人手不足に伴う応募環境が大変厳しい状況です。そうした中においても町としては現在協力隊を、未着任がいる現状、また来年の6年に備えて事業を円滑にスタートしていくためにこうした厳しい応募環境の中でも少しでも確率を高めるということでの追加強化策となっています。その点のリスク回避としては、一つは成功報酬型を組むことによって少しでも経費を軽減させようという考えになっています。また、財源の観点で言いますと、こちら地域おこし協力隊の制度を使いまして、こうした募集には特交財源300万円措置されるようになっていきますので、その300万円の特交措置の範囲内で今回追加強化策を講じているような状況になっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いわゆる300万円の成功報酬というならば、私はこれ単純に4名分でしょ。238万なら一人あたり60万だね、6名で割るとなればだ。30万、40万ぐらいだね。これそういう形でやるなら、私はかつて広報あびらで地域おこし協力隊を募集していますよと出していましたね。これ町民に出せばいいでしょ。町民に一人あたりお金、成功報酬を与えますよと。どうか都市部から札幌、千歳、恵庭、北広島の都市部からぜひ安平町に来てくださいという町民に呼び掛けて、成功した場合には50万円のお金を与えますよと言った方がもっと話題性があるって町民やる気になるでしょ物凄く。これ東京だとか関東関西から集めて来いというわけではないでしょ今は。都市部から人を集めて来いということですから。かえってその方が町民の方も認識をして大変なんだと、先ほど言っているタクシー問題のハイヤー問題の要因を含めてそれらを解消できる見通しもあるという形でいけば、むしろ町民に成功報酬型でやってどうですかってことでやった方が私はかえってお互いウィンウィンでないかい。町民としても報酬貰える。町に来ていただくと。そんな方法で、業務委託もいいのですが何でもかんでも詰まるとさ、こんな言い方大変失礼ですけどもいとも簡単に委託をすればいいとかいう発想ではなくて、もっと違った形の中でどういうふうに町民に向けて本当に今足りない



んだという意識を高めるためにはそういう方法だってあるのではないですか  
参事、その辺検討どうですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 大変斬新なアイデアをいただけたと思っています。まず専門業者にこのように委託をかける理由としては、現在やはり社会環境としてもSNSだったり紙媒体だったり色んな求人広告のメディア、方法が増えています。そうした中で専門性を持った業者は色々なノウハウを持ちながらターゲット層にしっかり対応しているというメリットもありますので、まずここを活用していきたいと思っています。

もう一つ、町民の方へのそうした募集をしている旨を通じて成功報酬型でどうだということです。こちらについても先ほど特交措置のお話をしましてあちらも総務省で出している制度の要綱に沿う形で募集を組んでいる状況でもありますので、今のアイデアについても持ち帰って国の方と相談しながら実現可能か研究していきたいと思います。

あと広報の方でもお知らせ欄というか広告収入欄のところには簡単なのですが募集中という程度しか書いていないのですが、そのように発信しているところがありまして、そのやっている意味としては、観点は町民の方に少しでも知っていただいて本州等にいる親戚身内が安平町で募集しているんだよなんて、そんな声をかけてもらえたらいいなという願いが実際ありました。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの業務委託はどなたに。あ、すみません。今の関連なのですが、こちらの業務委託はどなたにされるのでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在予定している業者になりますが、あくまでも予定という状況ではあるのですが、まずは人材紹介型についてはこれまでもファンディングベースさんに実施していた部分があるので、この点についても検討一つ想定しています。もう一つ求人広告については、色んなところ

から参考見積は取っているのですがマイベストショットだったり、ジョブキタだったり、首都圏と道内をターゲット分けながら広告をしていきたいと想定しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後委託された後の効果に関しては精査されて業者の選択も考えていかれた方が良いかと思うのですが、いかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 議員おっしゃるとおり今回もターゲットを絞りながら委託を組んでいく予定ですので、またこれがしっかり応募の結果につながらなかった時にはそうしたことも分析して次につながるように改善は必要だと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。あともう一つ別のところで聞きたいのですが、町有施設管理経費の委託料、開発行為申請等業務委託料。こちら詳細ちょっと先ほどの説明もあったのですが、もう1回詳細を確認させていただきたいのですが。6月21日に同額を増額補正されたのですが、この後に整理されて不用となった部分があったという整理なのかどうか詳細をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの開発行為申請等業務委託料の方ですが、6月補正で計上させていただいた時には、旧早来仮設中学校跡地の部分を宅地造成する予定でこの業務を補正させていただきましたが、その後社会情勢の変動によりまして宅地造成ではなくもう少し違った形で考えようとなりましたので、まずこの開発行為の業務委託料の方を何も手を付けずに減額させていただくとなっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では今後またちょっと整理されてからまた新たに発生するということもあるのでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） この開発行為の関係については、土地を例えば道路だとかそういうものを整備するようになった時には都市計画上は手続きをしなければならないものですから、6月の段階では道路を付けて宅地分譲をする予定だったので、この業務を補正させていただいたのですが、今後ちょっとそこについてはまだそういうような道路を付けるかどうかということは今のところ再検討している段階なので。今後出るかどうかというのはまた後になります。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） これは以前議会でも色々ご意見をいただいていた件ですが、最初は今伊藤参事が説明したとおり早来中学校の仮設校舎が建っていた場所に住宅地を整備して宅地分譲していくという、そういった考え方を昨年から持っていました。3月以降ラピダスの話が出てきて、あそこに例えば住宅を建てて移住してきた場合、そのお子さんたちが卒業した場合、早来学園の一番目の前の一等地になりますので、集合住宅を中心と考えていこうということで今議論を進めていまして、そういった兼ね合いから言って今回の経費が不用になるということでした。ですからそこで集合住宅を整備し、そこに移住定住を進めて、そのお子さんたちが卒業もしくは戸建てを建てていただいてそこが、建物が循環していくという形でこれから10年20年を見据えた中で宅地分譲ではなくて、あその場所はもうちょっと多くの方に居住してただけのようなそんな場所にしていきたいと今協議を進めている最中です。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ19、20ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 19ページの財政調整基金費の市町村備荒資金組合の納付金の関係なのですが。兼ねてより議論はさせていただいているのですが、今回配分確定による減額ということだったのですが、今後の計画としてはこの不足した部分も含めて余剰が出た時に納付するのかどうか。このことを計画にあるのかどうかを確認させてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 若干質問の意図するところがわからないのですが、今回の減額の部分については利率の決定に伴いまして当初予算時期に見ていました利率が改定され確定されたことによりまして、当初計画していた歳入の予算を今回減額するものです。これらは毎年利率などの改正もありますので、都度増える場合もありますし減る場合もあります。基本的な考え方については、配分金については今までの答弁と変わらずに積み立てていくことをご答弁もさせていただいておりますので、変動があるものについては補正等の対応、配分金については変わらず積み立てていくといった考え方で進めさせていただいております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 毎年配分金は積み立てている話は伺っていたのですが運用の仕方については、このままずっと進めていくのでいいのか悪いのかという整理も必要かなと思うのですが、当初見込んだよりも変動があるのですが、利率が減ってしまえば納付額も減っていく。その分をどうしていくか計画が立たなくなっていくのではないかなって。今後も積み立てていける額が減ってってしまうのかなという心配もあるものですから確認したかったのですが。今後の運用の仕方についても確認させてください、すみません。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 基本的には毎年利率変動はありますが、ある一定程度の積み立てた額に伴いました配分額はあろうかと思っておりますので、その年度ごとに出た配分金については積んでいくことなので、減るという考え方

は基本的に積み立てをしていて減るといふ考え方はないのかなと思つていますので少額になるということへの懸念であれば、その年々の経済金融情勢の変化もありまして一時的に少し目減りするやうな要素があるのかもかもしれませんが、基本的には積み立てていくための利息配分金なのですが、そういったものが生じてくるので議員が懸念されるやうなところはないのかなと思つています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は20ページの社会福祉総務費の（2）の低所得者臨時特別給付金の支給事業についてですが。昨日も私は一般質問の中でもちよつと触れたのですが、やっぱり単純に忘れている人、それから対象者と思つていない人が給付をしなかつた人がいるわけですね。私はそれなりの役場としてはしっかりとデータを持っていますから、申請型からそろそろお知らせ型に切り替えてですね、忘れていませんか、当たりますよぐらいの、そのぐらいの体制をとってやるべきではないのかと思うのですがその点いかがですか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今回の給付金については、今議会この補正を議決いただいた後、ちょうど本日なんですけど支給対象者の方に振り込み日12月27日に7万円振り込みますという通知文書を差し上げるようにしています。今回はいわゆるプッシュ型と言いますか、申請書のやりとりをしないやうな形で、すでに3万円支給されている方は非課税という低所得者の世帯だということ把握できていますので、その事務は省きまして今回は振り込みますという決定通知のお知らせを差し上げるようにしています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど副町長の提案説明の中にもありましたとおり、今やうやうにプッシュ型なのですが、ただ新たに申請する方については速やかにですが、もう28日で終わりますから、それは年明けになるということですからなるべく早く支給するやうに努めていきたいと思つています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ21、22ページ。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 21ページのぬくもりセンターの施設管理経費の中に、委託料としてぬくもりの湯入浴換気改修工事施設設計業務委託料が減額になっていますけど。これは元々改修といっても全体的に修繕しなければならないということはわかっていますので、この修繕場所と修繕方法、修繕にかかる全体の予算はいかほどなのか伺います。

そして3月1日に営業再開すると、しっかりとした答弁をいただいているんですが、あまりにも大規模な改修工事なので本当に間に合うのかという心配する町民からの声も上がっています。町民は毎日お風呂を探して色々と千歳や苫小牧、恵庭とか色んなところに足を運んでお風呂行っていますし、鶴の湯も毎日通っている人もいますし大変苦労していますので、絶対3月1日には間違いなく営業を再開しますという、その確約取れているのかと昨日早速問い合わせがあったものですから、そのことも含めて総合的にお知らせいただきたいと思えます。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） こちらの補正予算になっている施設改修工事というのは、本来屋上防水工事の関係の工事請負でして、お風呂の天井の関係についてはぬくもりの湯施設改修工事という名称で謳っていますが、今ご質問いただきましたので若干ぬくもりの湯の天井落下の件でお答えしたいと思います。

天井の軽量化を図るために錆びにくい建築用の鋼製の下地を使用し、防湿シートを貼り、そしてバスパネルを貼ります。重要になります湿気対策の換気については現在実施設計を行っていますが、換気改修工事では室内の湿気を含んだ空気が天井裏に侵入しないよう天井裏を空気の圧力が高い状態にして浴室内を空気の圧力が低い状態になるように常に換気を行う方法を考えています。そして目視で天井裏を確認できるよう浴室に2か所、サウナ室に2か所点検口を設置します。

それと予算の関係ですが天井の改修工事で2365万円、追加工事として359万7000円、合計2724万7000円となっています。それにサウナ室の改修工事649万円、現在設計中の換気設備への実施設計が121万円となっています。それと天井落下に伴う撤去作業費206万円となっています。それと昨日の一般質問で、一部報道にもありましたオープンに向けての無料開放ですが、現在の改修工事の工期が2月29日までとなっていますので、順調に進み再開する準備が整うようでしたら3月1日再開予定としていますので、その前日を無料開放できるように準備を進めて参りますが、詳しくは2月発行の広報やあびらチャンネルでお知らせしたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） ぬくもりセンターの施設管理経費の中の役務費が、先ほど副町長の説明の中で券売機の件だとお聞きしたのですが、2台あって1台がずっとカバーがかかっています。そのことなのか、もう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） 今のぬくもりの湯の券売機の件については3月の当初予算の審議の時に鳥越議員の方から1台にカバーがかかっているがというご質問があり、繁忙期に使用しますというお答えをしました。その指摘を受けて見直しを行いまして、5月の連休やお盆に券売機1台で営業をしてみましたら1日400人を超えるお客様が来られてもそれほど混雑なく対応でき、そして新紙幣に対する改造費が14万3000円かかることから1台について9月末で保守点検の契約を解除し破棄する処分としました。保守点検業務の解約に伴い委託料9万5000円が減額できまして、6年度予算についても1台分19万3000円を削減しています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 22ページの高齢者福祉費のところの福祉灯油特別対策

事業の関係なのですが、支給対象者が決まっています、こちらも申請主義だと思うのですが、例えば対象者が決まっていますのでその対象者には給付金、各種特別給付金みたいに申請書を郵送して、一回申請したら次の年から内容が変わらない限りは申請をしなくても支給するというような形がとれるのか。自分が対象だとわからないで申請を逃したという方も結構いらっしゃるものですから、せめて通知だけでもしていただけるといいなと思うのですが、いかがでしょうか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 福祉灯油の関係ですが、必ず毎年実施するというものではありませんで、その年の灯油の値段と言いますか単価によって実施するしないとうものを判断させていただいているものでして。今ご質問の中であります申請の関係なのですが、一応議員おっしゃったように申請主義というところもあります、先ほど低所得者の給付金の関係のところでも同じような申請なしでということも言われていた部分もありますが、今後についてはこういったことに対しても全てできるかどうかはわかりませんが、そういったことも手法の一つとして考えていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページ。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は24ページの4目の認定こども園の運営経費のところ、工事請負費の中で減額をされているということになっていますが、これ前に舗装するといったようなお話ではなかったのかなという感覚がありまして、変更もあったような気がするのですが、これは工事としては今年度はやらないけれども次は何かをやる。また、申請をかけてくるといったことはないのかどうか確認をさせてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。



○教育次長（永桶憲義君） こちらの工事費においては委託料で設計業務ということで調査を行いました。あそこは元々町道でして、それを廃道にしたことによって、要するに駐車場として利活用がきちんとできるようにということ、まずこちら測量を行った上で改良工事を行うというような感じのイメージでした。ですから舗装工事は来年になるか再来年になるかはまだ明確ではないのですが、やはり地盤がきちんとしていたことが今回測量調査によってきちんと確認できましたので、今回あえて改良を行わなくても安全性なりそこらへんを保っていることを結論づけましたので、今回減額補正という形にさせていただきました。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 4目のところの負担金補助及び交付金の部分の増額なのですが、増額の詳細を教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらは年度当初で今年どのぐらいの人数の方が入園されるかという予測でこちらの方を予算立てしてしていたのですが町内で約30名、まず子どものための教育保育給付費負担金は当初より30名ほど増えています。そして特別支援教育推進補助金は、10月以降ですが当初予算12名で始めたものが10月11月と1名ずつ増えていますので14名になるということなので、年度途中であまり大きく増えるということは本来ないのですが、今学園ができて、こども園の入園する方が非常に多くなってきている事情もありまして、こちらの方の人数変動が大きいところが要因となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後これ増えた内容なのですが、ずっと保育されるのか、それともプレ入園なのかそこもちょっとお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 入園です。プレではないです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 29ページの2目公園費の部分の17節備品購入費の施設管理備品のところなのですが、こちら高枝チェーンソーを買われるということだったのですが、どこの公園の枝を払うためのものなのか、誰が使って管理をされるものなのかをお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 施設管理備品の中で枝を処理する粉砕機と合わせて高枝を払うチェーンソーを購入するということで増額補正をさせていただくと。一応どこの公園ということではなくて公園全般ですね、追分鹿公園、追分地区にある公園、それから早来地区にある公園、全てそういうところで必要であれば高枝切りを、チェーンソーを使って管理すると。今まで手作業で梯子上ってノコで切っていたりしたのですが、結構危ないこともあって今回この機械を購入するということで、一応直営で我々職員がやるか、もしくは会計年度任用職員がやるかという形になろうかと思えます。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページ、質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 32ページの学校管理費（1）義務教育学校管理費の原材料費って、これ副町長パッと行ったんだけど何のことだかよくわからないので、具体的に何のために何にかかったのか詳しくお知らせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今まで全てのものがどのようにかかったかというのは私資料持ち合わせていませんが、本当に軽微な補修資材でして、この補修資材というかその辺に関しては通常使う、あ、いいですか。すみません。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 説明したのは経年劣化した机の天板を交換するための原材料費です。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 次長どうぞ。

○教育次長（永桶憲義君） ごめんなさい。こちら机の天板交換というものでして、正直こちらは今回の新しい学校に対してほとんどのものを購入しているのですが、これまで使っていた机一部がありまして、正直にお話すると結露を起こした部屋の部分の所で机の中の部分が少しカビたというところでした、これは衛生上よろしくないということなので、これは新規で買ったものでございませんでしたので、こちら天板だけを入れ替える考え方で補正させていただいたところですよ。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいやこれ、なんか理解できないというか。一部古いものを入れたと。私は全部新しくしたのかなと思って、あれだけのお金を

かけたかと思ったら、古いのを入れていたんだね。それがいわゆるカビが生えたということかい。そうするとかなりの学校が湿気っているということでしょう。古いからカビが生えるだとか新しいからまだ良いとかっていう面は多少はあるかもしれませんが、学校教室内そのものが、教室の机なのかどこの机なのかわかりませんが、かなり湿気っている状況ですね。どこのかはわからないけれども。そういう状況という学校という認識してよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 昨日から今回の結露対策を行ったという教室の部分の、部屋の机の天板です。ですから湿気っているのですねという話はその時期の時に80%以上の湿度があったということで、結露対策に及んだことになったわけなのですが他の備品類にはそういうカビの症状がなくて、当然湿気が起こった時にはきちんと拭いたりしていましたが、再度学校が始まる前に総点検したところ、机の引き出しの部分の上側の方にカビが生えていたという、陰になっていて気が付かなかったところで、当初カビ対策、除菌対策をしたのですが、やはり見た目も含めてあまり衛生上よろしくないなという判断になりましたので、各部屋の余っている机を寄せ集めてそちらに集約して今回天板の修理ということで。あくまでも材料を買って取り換えるという手法で使わせていただきたいなという考え方になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 32ページの学校管理経費の償還金及び利子割引料の関係で返還金が生じているということなのですが、これなぜこの額を返還しなければいけなくなったのか、この要因をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 端的にわかりやすく説明すると小学校のグラウンドにありました端の方にトイレと物置きがあるのですが、こちら元々学校施設、早来小学校の施設という形で面積なり登録となっていたのですが、今回早来小学校中学校を建て直す時にそれぞれの学校を新しい学校へ、小学校が不適

格改築という考え方で環境改善交付金というのをいただいて対応しているのですが、今回早来学園を建てるにあたっては、さらにこれを災害復旧費も入れて中学校小学校災害復旧費という形。そして3年4年5年という形で按分をしながら計算して補助金をいただいている形になりました。それでその残してしまったものが結果的に新しい学校に新しく建てた外の物置きもあるのですが、まだ残っているという解釈になってしまって、その分が転換になっていないならその分多く貰いすぎですよというのが簡単にいうとこういう結論になります。ただ、こちら3年間で補助金がいただけているので、まだこの4年の決算がまだやっていて、この1800万今回計上させていただいたのですが、これ北海道と調整している段階では1800万ぐらいの計算となったのですが、今国の方にいくとこの額よりは低くなるのではないかとというぐらいに、実は3年度単価、4年度単価、5年度単価というのも補助金の額が違いました、この辺の按分と相まって私たちも確かにその部分を計上してしまったという過ちがあったのですが、北海道含めて国もこの計算がうまくないということなので、現時点ではこの1800万を計上させていただいたのですが、国とのお話の中では2、300万は下回るのではないかとという形で調整させていただいていますが、本年度中に精算しなければいけないこととなりますので。あとは5年度の交付金で相殺するという事はまずいということなので、あくまでも4年度の精算として5年度の返還金、5年度のいただく交付金は別途ちゃんといただく形を明確にして進めさせていただきたいというのが今回の補正内容となっていますので、副町長の説明のような内容ではありますが、そういった事情で今回計上させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この支払う財源というのは町の普通の単費で償還、返していくという、返還するという事によろしいのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 形からすれば一度多く貰ってしまっているのですが、それを返すという考え方なのですが、転換したものがそこまでないという形なので、その単費という考え方なのか単純に多く貰い過ぎたのかというところで説明すると今の段階では多く貰い過ぎたので返すという形ではあると思うのですが。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 32ページの社会教育総務費の中で、負担金補助及び交付金で文化スポーツ大会参加助成金が計上されていますが、これはどの団体にどこまで行った時のどんな大会の時のことなのか伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 文化スポーツ大会助成金については、対象はまずは町民もしくは町内の中学校を卒業された方を対象にした助成になります。大会については主に全道、全国、それから世界大会とあるのですが、小学生中学生については、北海道内の幅広くと言いますか、移動を伴う大会等についても助成しているところですか。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。大丈夫ですか。他にありませんか。

[箱崎議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 31ページ、4目教育振興費のところですが、追分高等学校支援事業なのですが。これ今回、道外の留学生を受け入れるための宿泊整備交付金ということで部屋を改造して長期滞在に耐えるということで、これ先日、地域活動の件で追分高校にお伺いした時に非常にいい取り組みで感謝したいという言葉をいただいて、その他にも町としての追分高校に対する支援は他の市町村に比べると良い物があるということでした。ただ、これ町民の方々が特に知らないなのでこの他の支援策もそうなのですが、先ほど小笠原議員が言われたように町民の方々が本当に言っていないといけないところだと思うので、その辺の支援策を町民の方が知らしめるのは今までも広報紙だとかあるのでしょうか、様々な要因を使ってやってほしいのですが、その辺はいかがですか。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） この対策を打つにあたっては存続支援という表現でこれまで予算等も起こってはきているのですが、追分高校の魅力化を高める

目的で色々やっていることを含めることによって当然地元の生徒さんも入るきっかけを生むというようなことも含めてそういったPRは必要なのかなと思っています。あびら教育プランも例えば追分高校に入るような考え方を持っていたりとか、なかなかそれが地元の方には逆に既に受けているという形で魅力がなく見える部分もあるのかもしれませんが、今回こういった形の色々な全道、道外にアピールすることで去年よりかなり関心が少し上がってきている感触は得ていますので、単に存続支援という考え方ではなくて、そういった魅力化の部分を発信していければなと考えて対策を継続させていただいています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 次長から今答弁いただいたように色々な方策をやっていくとのことなのですが。ただ、これは教育長も色々中学校を回って追分高校の魅力を伝えていると思うのですが、追分高校を実際に卒業した、町外から来た町民の方に一緒に行っていて中学生に説明すると非常に反響が大きいと。その子が本当に辿ってきた追分高校への魅力であったり生活だったり、それも含めて大学への進学だったり。色々な意味で口コミが一番大きいのではないかと。私も聞いていてなるほどなと感心させられましたので、ぜひそういう施策を打っていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 今箱崎議員が言ったのと同じ項目なのですが。これ今回初めて行っていくにあたって、施設は決まっていると。2人を受け入れる体制。その子どもたちが来た時に一体、例えば相談したいとか困りごとがあった時には誰がその子どもたちの管理を、その宿泊所なのかきちんとそういう相談できるようなポジションの人を配置するのか。もう少し詳しく約240万かけて行うものなので。地域としてもどう接したらいいのだろうかとか、そういうのも含めて何かきちんと決まっていることがあったらお知らせしてほしいのですが。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現時点の部分正直に言うと、今追分高校は来年20人を下回ると存続の判断が厳しくなるといふところがありますので、まずこういう受け皿をきちんとするといふことで今回はそういう補正をさせていただきました。そして次、来る方の当然ここに入居するといふか、ここで生活するといふことになりますから、そこで生活するお金がどれくらいとかっていふことで、これは新年度に向けてそういった部分の補助策を含めて出していきたいと思っております。その次に高校の生活の中で、先ほど教育プランといふのはざっくりとした言い方だったのですが、地域で追分高校だけで生活する環境だけではなく、地域の課外活動、社会教育活動も含めてまず活動の幅を広げられるようなところも加えていければなと考への一つとなっています。

今鳥越さんはその方の本当の困りごとといふところだと思っておりますけど、そこは学校の体制を含めて教育委員会は直接道立ではないのですが、その一番困りごとといふか対応していかなければならないところに対しては、うちの町のシステム自体は健康福祉課も含めて色々な体制がきちんと組まれていますから、それは町民同様の対応として進めることがベストなのかなと思っております。具体的ところはむしろ学校の活動と地域の活動と環境とを一つずつ課題を埋めていきながら対応させていただければと思っております。単に予算をとって対応するものばかりでなくて、そういったような既存な対応で可能のところも進めていければと思っております。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 例えば、これ近隣から呼ぶ話ではないので、親御さんは申し訳ないですけど名もない高校に勇気を出して行かせるわけですよ。その時に学校で24時間いるわけでもないですし、部屋だけにいるわけではないので、これ私たちの町の挑戦だと思っております。次につながるかどうかはすごく大事なことなので、そこのケアする部分ってすごく大事だと思っておりますので、ここは来たら学校側が何とかするだろうし、うちの町のシステムはこうあるからではなくて、やっぱり誰がきちんと責任を持っていくのか。親もいるでしょうけれども相談する、でも遠いのでそこは例えば寮長がいるとか大家さんがいるとかではないと私は思っております。なのでそこはきちんと今後考へていかなければならないかなと思っておりますがいかがですか。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。



○教育長（種田直章君） 先ほど永桶教育次長が答弁したのが概ねなのですが、一応私と追分高校の校長先生とで話している内容としては、学校の公務文書の中に一人先生を付けるということでは確認しています。ただ、もし仮に精神的な部分とか含めて生徒さんが不安を感じるようなことがあれば、当然そこには何らかの措置を高校側と話し合いをしながら付けていく必要も出てくる可能性もあるかなと思っています。

あと、ちょっとこれ内々での話できちんとした決定事項ではないのですが、近くに語り場があって列車待ちをしているお子さん方が少なからず列車の時間まで待ち時間として使うようなところもあって、そういうところで一緒に交流することとか、場合によっては渡辺さんの方でアルバイトと言ったらあれですが、そこで使っていただくようなそういうコミュニケーションとか交流を色々な場面で設定していく必要があるでしょうねっていうことについては確認させていただいています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 同じ31ページ、2項2目の教育振興費。コカコーラ教育環境財団助成金で追分小学校に対して先ほどの説明では電子黒板を購入する予定だとのことなのですが、こちらこういう備品を選考する時に来年度の追分小中学校の備品購入にもつながっていくと思うのですが、ある程度教育委員会でハンドリングするという言い方が正しいかどうかはわかりませんが、というのは管理職は2年から3年、先生たちも6年ぐらい。保護者も自分の子どもが卒業してしまうとほとんど関心は薄くなるということを考えると中長期的なことは教育委員会がやっていくべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 本年度早来学園が開校になりまして、新しい教育の方法の一つに備品の活用というものも含めて今回学校を開校させていただきました。ただ、これは教育を提供する教育委員会としては追分地区も同様な形で何かできないかというところを考えて、例えば追分中学校では一部早来学園のようなプロジェクターを使った形の黒板にホワイトボード機能を設けるといふものとか、移動式のホワイトボードが付けられないかとかっていう今すぐにでもできるような、またこれは逆に少子化が大きな空間を作らな

くてもそれによってそれが可能になるとかっていうことを今考えた上で、さらに追分小学校であればどうだということも含めて検討を進めていたところだったのですが、追分小学校の現場の校長先生も含めてその辺を改めて考えて進めていったのですが、その段階で追分中学校にイメージしているようなものでなく、追小であれば既存の教室に電子黒板ぐらいの整備がありがたいということで、実際に教育の方の環境は今回コココーラ財団さんの方の、以前こども園にバスを2台寄贈していただいたのですが、そういった額のうちの少し安平町に配分する額が80万ぐらいあるということだったので、これは今回このお金をそういった環境に使えないかということで学校現場、私たちの考えるイメージと合わせて、直ぐにでもこちらの方を入れられることができるのであれば、追分小学校は違う優先順位の高いものを入れさせていただくということで。今はここは来年度予算はまだ来ていないのですが、違う備品の形で追分小学校はまず子どもさんに少しでもいい環境を与えてあげるよということで一応そこら辺のところは年次的にイメージをとった中で今進めさせていただいていますので、これは額が余っていたからというわけではなくて、むしろそういったスケジュール感を優先順位を上げて対応させていただいて、コココーラ財団さんもそういう趣旨であればそれにお金を出してもいいという了承が得ましたのでそういった部分で対応させていただきます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） あ、教育長どうぞ。

○教育長（種田直章君） ちょっと違った視点からお話させていただくのですが、令和4年の3月に新たな時代の学びを実現する学校施設の在り方についての最終報告が出ていますが、そこで書かれている趣旨というのは新しい学校だからできる古い学校だからできないというのではなく、全ての学校施設において求められていることの基本になる部分が今次長がお話された部分なのですが。要は追分小学校においても、そのような備品類を充実させるということがこれからの子どもたちの学びにとって大事な部分、特に言われているのは個別的な学びと共同的な学びの一体的な充実とされていますが、ICT機器を使った授業の改善と子どもたちへの学習効果を求められる時代となっていますので、一応そういうことを基本として、特に今回早来学園を見てもわかるかと思いますが、可動式の家具とか可動式の備品ってすごく多いと思うのですが、そういうものについては追分中学校、追分小学校も含めて充

実らせていく必要があるだろうと考えています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 向こう3か年の実施計画の取りまとめが終わってヒアリングも終わっているのですが、来年度の予定の中でも追分中学校の方で電子黒板の導入だったり、追分小中学校の備品の整備等、電子化にかかる部分について3か年で結構な事業費、来年度の今の計画ですが1700万前後というところで今打ち合わせをしていますので、今まで早来学園でそういった情報機器や整備が終わりましたから、これから追分側の方の小中学校の計画的に整備していきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 34ページの工事請負費のアイスアリーナ入口前廊下結露対策工事。こちらちょっと、あ、違いました、ごめんなさい。その上の委託料の関係で詳細を確認させてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンター指定管理料の関係ですが、これは例年実施というようなことで支援させていただいていますが、スポーツセンター指定管理料の使用料の収入減少に伴う支援、それから燃料価格高騰に伴う燃料費及び電気料の支援ということで1843万1000円計上させていただいています。内訳については使用料の減少に伴う支援が861万6000円、燃料及び電気料が981万4581円となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） よろしいですか。三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら指定管理者の関係はプールとリンク全て同じ指定管理者が管理されているのかということと、この手当もずっと続けてやっていくことなのか、やっていかれることなのかどうかをこの2点お願いします。

〔佐々木教育委員会参事举手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンターはアイスアリーナ、それから温水プールの複合施設となっていますので、指定管理者1社にお願いしているところです。また、この支援については、あくまでも管理者におけるものではなく例年支援している部分で大きなところは燃料費の高騰ですとか電気料、ここ数年はかなり上がっていますのでその部分、指定管理制度を導入した当初こちらがお示した管理基準費、そこを大幅に超えるものについては支援させていただきたいと思っています。ただ、指定管理基準費は定めさせていただいていますので、その管理費を基準として超えないものまたは管理者に起因するものについては、支援というのは考えていません。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔内藤議員举手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今と同じところなのですが、非常に細かい数字で支援する金額が出ているのですが、これってその業者の決算とかがわかってこういう数字が出てきているのですか。さっき基準を決めていると言ったのですが、向こうの会計を把握した上でのこれなのかどうかをお知らせください。

〔佐々木教育委員会参事举手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 先ほどお話しした基準管理費というのは、指定管理は5年をお願いしているところですが、その5年契約する前にこちらでかかる費用をお示しているところで、その基準管理費内でやっていくところをお願いしているものの金額です。今回の支援にかかる金額というのは当然実績をもとに、まずは指定管理者の方から実績をいただいて教育委員会の方で精査し、ここ最近の動向等を見極め、教育委員会の方で今後の見込み金額を出しながら算定しています。細かな電気料についても細かに計算しながらやらせていただいていると思っています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） これは指定管理を決める時の約束事でこういうふうなことになっていると思うのですが、当然電気料が高騰したり燃料が高騰したりということで、そこを助成するという約束の上での指定管理ということになるのでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 協定内においては不測の事態における収支については支援するという事になってはいますが、当然基準管理費、その当時においては適切に、今回のスポーツセンターの指定管理については過去の実績等勘案させていただいて設定させていただいていますので、こういう経済情勢の大きな変化が無いものについては当然その基準管理費内でやっただけのものというふうに進めたものではあります、その当時と状況がかなり変わったためにこのような支援をさせていただいたということになります。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ35ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。7ページをお開きください。7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ8、9ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 8ページの7目土木使用料の鹿公園使用料の関係なのですが、こちら収入見込みが減ったということで減額されていますが、これなぜこれだけ減ってしまったのか。多分お金も結構も結構投入して手ぶらキャンプなどやって広くされていたかと思うのですが、この辺のところを詳細お知らせください。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。  
○建設課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園のキャンプ場について使用料が若干減ってしまったのですが、分析しますと予算ベースが一応令和4年度決算をベースに立てていたのですが、今回大雨等の営業があつて土日に大雨が降る予報があつたり、急に台風が来ることが結構ありまして、キャンセルがかなりの単位で一気にキャンセルされる場面が何回かありまして、それでこれだけ減ってしまったというのが主な内容です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。  
○7番（三浦恵美子君） これは気候によって仕方なくという状況だったということで、今後はこういう気候の変動が大きいことがなければ見込みどおりは大体いくということによろしいのでしょうか。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。  
○建設課長（塩谷慎嗣君） ここ数年かなり好調で右肩上がりで利用されていたのですが、やはりどうしても気象状況と言いますか天気については我々も敵わない部分がありますので、台風等大雨が来た場合には今回のようにキャンセルが発生するというのは出てくると思います。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。  
○3番（小笠原直治君） 同じく鹿公園の使用料の関係なのですが。確かに大雨、天候によって収入が減るという仕方ないという面もあるのかなとは思いますが、これらを踏まえて大雨によって稼働率が落ちた時にどうやって収入を確

保していくかという案もしっかりと立てなければならないだろうと私は思っているのです。理由的には自然災害、天候だから仕方ないというのではなくて、それを踏まえてどうしたら収入を上げていくのかということもしっかりと見据えていってほしいなという面と、私はやっぱりどうなのかなと、キャンプ、子どもたちが減っている現状でキャンプ総体の人が子ども連れが減っていている現状もあるのかなという面と、今度は独りが好きなキャンプであるようだし、冬もキャンプする人がいるので、それらを踏まえてどういう商品を並べて、確かに冬も通年開くならそれなりの人件費をかけたら閉鎖した方がいいという面も無いわけではないのですが、そこをもっと考えながら、もっとスリム化しながら儲かる方向でそれぞれのキャンプする人たちがどういうニーズを持っているのか分析しながらしっかりとやっていただく方向がいいのではないかなと思うのですがその点いかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 収益を増やしていく方法につきまして何年も前から研究しまして、結構料金を一泊当たりの単価を上げたり、キャンプブームに乗った形で色々PRをかけてなっぷという予約システムを導入したりとか色々やっていって、この安平町のときわキャンプ場と鹿公園キャンプ場はかなり知名度が上がってきているのは確かなのですよね。ただし、先ほど言ったように天候についてはどうしようもない部分もあるのですが、それをカバーするための方策というのも今後やっていかなければならないかなと思うのですが、ここ数年イベントを何回か行っていまして、結構好調と言いますか結構反響があって、このイベントに向けて来ていただけるお客さんとかもいるので、今後ますますそういうものを取り入れていった方がいいのかなとも思っています。できれば通年、キャンプシーズン中は民間の方に協力を願って、例えばそういうお店を出していただくとか、キャンプに関連するようなイベント的な部分をどんどん張っていくということを念頭に考えていきたいなど。今現在ときわキャンプ場については指定管理方法を取っていて、今年同じくときわの方も雨の影響があってかなりキャンセルが発生したのですが、たまたま区画割サイトを30区画ほど用意しまして、それが逆に好調になって、人は減ったのですが収益的には去年を上回ってしまうという逆鞘の状況が起きているのですが、そういうこともありました。やはりこの収益確保というのはどんどんやっていきたいと。それから近年キャンプがブームになってきてはいるのですが、頭打ちではないかというふうに、今後は減っていく傾向にあるのではないかということでSNSとかを見ていると全国的にもそういう状況ができていないかと言われてはいるのですが、一度定着したキャンパーについては結構根付いているような情報もありまして、

ここについては今後とも人数的には確保できるのではないかと考えています。それから近年流行っているソロキャンプとか冬キャンプについても、ときわキャンプ場の方から始めてどんな具合かやっていきたいと思っているのですが、ソロキャンプについては何とかそのスペースを確保しながら人を集めるのはできるかなと思うのですが、冬キャンプについては施設の充実化を図らないとちょっとなかなか難しいかなと。道内各オートキャンプ場というところ、高規格キャンプ場については管理棟を中心にかなり大きな施設を作って、その中にシャワー室ですとか冬も使えるトイレとかを備えてやっているところが結構多いのです。うちの町はまだそこまでの施設がないものですから、今後そこを確認しながら、勉強しながら拡張できるかどうか、というふうに考えていければと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページ、質疑はありませんか、。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページの6目雑入の下の雑入、スポーツセンター指定管理者負担金。こちらご説明いただいたのですがちょっと理解が悪くてわからないのですが。歳出と歳入の関係、どんなふうになって。入ってきてはいるけれど、そこら辺の関係性がわからないのでお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンター指定管理者負担金については、スポーツセンターの指定管理者に電気料分を町に納めていただいでい



ます。これについてはスポーツセンターと町民センターが設備が一体となっていることにより請求が一施設として合わさってくるものですから、ここを切り分けるためメーターにより按分して指定管理者スポーツセンターの電気料について一度町に納めていただいて、請求があったスポーツセンター、町民センターの分、一つになった施設として請求された分について町で合わせてお支払いするという形を取らせていただいていますのでこのような形になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいでしょうか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで歳入の質疑を終わり4ページをお開きください。4ページ、第2表繰越明許費と第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正について質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私の方から繰越明許費のことでお尋ねをします。先ほど開発行為の削減といったことで今年度の分譲地開発行為は行わないということでしたので。アパート建設もあるし他に分譲を考えていく上でもう一度見直すということでした。スペース的には旧仮設でありました早来中学校の跡地を分譲するというのが最初の目的、一般住宅等の目的だったのかなというふうに捉えているのですが、ここへ来てアパート建設の様相が強くなってきて科目も変更して立地条件の考え方として行政側はアパート建設を進めた上での分譲、個人分譲といったところに進むのかなと。というのであればこれがいままで来年度予算に多分出てくるとは思うのですが、他の地域にとっても分譲地って非常に大事で何度もこの話をさせていただいている上では全部がアパートの建築スペースになるのか、もしくはそうではないのであれば、また足りないという想定を考えるのであれば次の開発地といった町有地を使うというお話も若干聞いていますが、こういったところはどれぐらいの規模で行われるという予定がもしあるのであれば、お伝えしていただければなと思って伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） まず繰越明許の土地分筆業務委託ですが、先ほ

どお話しました旧早来中学校の仮設校舎のあった所、あそこの開発行為の話はしましたが、この分筆についてはあそこの部分も含めて早来大町の156の1という異常に大きい地番があります。それで宅地分譲するのに合わせてその分筆もする予定でありましたが、今回あそこの部分の旧校舎があった、今駐車場として使っている部分は一筆に分筆してしまっておいて、それ以外に町道の部分、あとしらかば会館だとかこども園等々一つの土地の中にあるものですから、先にまずその部分を分筆してしまおうというのが今回のこの明許繰越でお願いしているところです。先ほどの答弁の開発行為の部分については、まず大きな一筆として残しておいて、アパート建設とかであれば分筆しなくても済むかもしれませんし、あるいはさらに何筆かに分けるかもしれないですが、そこはまだ今検討中なものですから。まずは一度町道の部分、こども園だとか、会館だとか、大型車庫だとか、それらが一筆になっているものですから、今回この繰り返しますけど分筆をさせていただくというふうになっています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長

○政策推進課長（渡邊匡人君） 議員の方から土地利用の部分のところのご質問をいただいたのかなと思ひまして、土地利用の部分につきましては私の方から回答させていただければと思ひています。

9月の補正第4号の中で高山議員の方からもご質問いただいた関連と今回の定例会の中での一般質問もありまして、現在進めています立地適正化計画、都市マス、こうした計画の中に今安平町が抱えていると言ひますか、ラピダスの関連をもって検討しています4地区の土地利用をどのようにやっていくのか。現在まで2回ほど職員あと委託業者であるコンサルも含めながら調整をさせていただいているところです。特に早来はご答弁させていただいた中にもありましたが、土地が大変不足しているというところで現在町有地、民間の土地も含めてどういった形で利活用していけばいいのかというところで今優先的に早来地区を行っているところです。当然アパート建設もありますし、町有地で持っている具体的に検討というところでいくと、はだしの広場の横のエリアだったり、はだしの広場もそうなのですが、そういった土地の利活用できそうなところをまずピックアップしながら合わせて民間土地もピックアップしながらどのような利活用なのですが、そうしたところをまず今議論進めていますので、具体的に間仕切りというか区画みたいなものまでは至ってはいないのですが、そういった計画の中で庁舎内で協議をさせていただいています。

追分地区、安平地区、遠浅地区については同様の土地がありますので、どういった利用の仕方をしていくのかというところもあるのですが、特に追分

地区については今も分譲販売していますアイリスタウン、若草団地なんかもありますので、そういったところへの誘導策、あと震災で相当解体もありましたので追分地区はまず市街地側に住宅の建設誘導していく、そういった施策が必要なのかなと思っています。安平地区も同様にまだ土地が、余っているという言い方はあれなのですが、利用のできる土地がありますので、そういったニーズに合わせたところへの対応、遠浅地区も同様なのですが今民間側での土地を購入する動きもありまして、遠浅地区は結構分譲というかハウスメーカーさんなんかをご購入して広告を出しているようなところもありますので、アイリスタウンは完売しているエリアなものですから、遠浅地区は市街地側でまだ空洞化しているところへの誘導等含めて検討可能か苦東、道庁さんにも相談させていただいていますが、苦東エリアの中でそうした土地も無いわけではないものですから、そうした検討。あと具体的に言うと遠浅の、今町有地で有効活用ができそうところがしっかりとこの後ラピダス向けに検討していけるか。そういった町有地、民有地含めながら利活用できそうな土地を内部含めて検討しておりますので、しっかりそういうものが提出というかお出しできるような状態になりましたらまた議会の皆様にも情報共有させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。歳入の質疑を終わります。なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 昨日の一般質問の中でもありましたし、今日も何人かぬくもりセンターについて質問された方がいると思うのですが、説明の中で2月中に工事が終了して3月1日のオープンを見込んでいるという答弁をお聞きしました。昨日の時点でサービス、長く休むので何か利用者に対してサービスは無いのかという質問に対して町長が1日無料のサービスみたいなものをしていければというようなご回答だったと思うのですが、本当に長い間休んでいますし、私も冬になると常連の一人で、他の常連のお姉様方とも大変親しくさせていただいています。本当に今困っているだろうなというのも実感しています、自分の身に振り返って。指定管理者も入っていますので、指定関連会社ですね。そこも含めて何か他のサービスも今回の件を踏まえて検討していないかどうかの確認みたいなものをさせていただければなと思

ますがいかがですか。担当課ではそういう、この間結構長い間休んでいたの  
で指定管理会社とか何か話したり、何か考えがなかったかお知らせ願いま  
す。

〔大窪総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（大窪好己君） 3月1日金曜日のぬくもりの湯の再開にあたり、  
現在課内で検討しています事業や企画をご説明したいと思います。

まだ日にちの方は決まっていますが、まずシルバーデーやレディスデー  
の他にポイント2倍デーや3倍デーを何日か設定します。毎年行っています  
感謝祭は3月22日金曜日から24日日曜日までの3日間を予定してまして、  
こちらはくじ引きを行います。11月22日のいい夫婦の日を3月中に変更して  
実施します。誕生月に町民の方は2回、町外の方は1回無料で入浴できるハ  
ッピーバスデーですが、9月の途中で休館になりましたので9月から2月生  
まれの方は3月から5月までの間に名簿登録していただき、その登録月に無  
料入浴を楽しんでいただきたいと思います。また、10月に実施できませんで  
した乳がんの早期発見、早期治療の啓発推進するピンクバスプロジェクトを  
予定してまして、こちらは露天風呂をピンク色にします。その他ビンゴ大  
会、キッズデー、あと3月は第2、第4火曜日の休館日を休まず営業します。

こちらも全て詳しくは2月発行の広報やあびらチャンネルでお知らせした  
いと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか、他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に  
討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませ  
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のと

おり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで15時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時 57分

---

再開 午後 3時 15分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

---

◎ 日程第16 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第16、議案第8号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第8号朗読。

議案第8号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費等の増額により、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

## 議案第8号

### 令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,240千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ910,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは、国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

初めに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は、国保システムの改修に伴う増額となります。

2款保険給付費2項1目一般被保険者高額療養費は、支給額の増加に伴う補正となります。

7ページから8ページにわたる、7款諸支出金1項5目償還金は令和4年度の特典健診実績に係る超過交付分の返還金となります。

次に歳入をご説明致します。5ページをお開きください。

2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、高額療養費の支給額増加及び財源調整として増額補正するものとなります。

5ページから6ページにわたる、3款繰入金1項1目一般会計繰入金1節及び2節は国保基盤安定負担金の確定に伴う減額、3節未就学児均等割保険

税繰入金及び6節財政安定化支援事業繰入金は、事業費確定に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1039万8000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） ただいま申し訳ございません、読んでいる時に歳入歳出それぞれ424万円を増額するという形でご説明申し上げましたが、これはあくまでも追加するという形になりますので、よろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第17 議案第9号

○議長（多田政拓君） 日程第17、議案第9号令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第9号朗読。

議案第9号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和5年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額等により、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第9号

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ801千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは、後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明致します。

はじめに歳出のご説明を致します、6ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入2款保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額です。

次に歳入のご説明を致します、5ページをお開きください。2款繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により減額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5075万5000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

○議長(多田政拓君) ご苦勞様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページ、歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第18 議案第10号

○議長(多田政拓君) 日程第18、議案第10号令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第10号朗読

議案第10号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

地域支援事業費の増額等により、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第10号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳出予算の補正）

第2条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳出予算補正」による。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明致します。

はじめに保険事業勘定、歳出からご説明します。10ページをお開きください。

2款保険給付費2項1目介護予防サービス等給付費は、福祉用具購入費の増加による補正となります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、総合事業サービス利用者の増加による補正。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、ケアプラン作成件数の増加による補正となります。11ページ3項1目包括的支援事業・任意事業費は、在宅医療介護連携推進事業委託料の最低賃金の改定に伴う増額補正となります。

5款予備費1項1目保険給付予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明致します、5ページをお開きください。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。2項1目調整交付金は歳出2款の増額に伴う補正となります。6ページにわたる2目及び3目地域支援事業交付金は歳出3款の増額に伴う補正、4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金は交付金の確定に伴う補正となります。

6ページから7ページにわたる4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、歳出2款の増額に伴う補正。2目地域支援事業支援交付金は歳出3

款の増額に伴う補正。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。8ページにわたる2項1目及び2目地域支援事業交付金は、歳出3款の増額に伴う補正となります。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、歳出2款の増額に伴う補正となります。9ページにわたる2目及び3目地域支援事業繰入金は、歳出3款の増額に伴う補正となります。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明致します、14ページをお開きください。

2款予備費につきましては財源調整として減額するものです。

4款施設整備費につきましては認知症高齢者グループホームの備品購入のため増額するものです。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定、歳出10ページをお開きください。10、11ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 10ページの3款介護予防サービス支援事業費と介護予防ケアマネジメント事業費の部分のサービス事業が利用が増になったことによるものだと思うのですが、こちらの2件に関して主な要因と言いますか、そういうものをお知らせください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） まず介護予防生活支援サービス事業のことに限っては、この2025年問題の影響もあるかと思うのですが、要支援の方が増えていまして、その部分でこの総合事業の方を補正させていただいています。予防ケアマネジメントの方も同じ利用で増額となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分、今後利用者に対する負担割合が2割にするか、それがステイになるかという議論が進んでいる中、問題も増えていくかと思うのですが、そこら辺も注視して進めていかれると思うのですが、フレイル対策に対しては今までどおり事業を進めていかれていると思うのですが、その部分でどのように今後方向を考えているか、今の時点であればお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 先ほどの利用者数の関係ですが、介護予防サービス生活支援サービス費の方は予算が78人に対して月平均が89名となっています。ケアマネジメント件数の方ですが、月平均36名の予算をとっていたものが実績が41名ということで予算が足りなくなると思われますので補正させていただきます。

フレイル対策の関係ですが、こちらにも保健事業と介護予防の一体的実施をしながら、認知症の方もそうなのですが、今認知症カフェですとか様々な事業をやっていますので、一体化と認知症の方も先進地の色々な認知症の健康教室がありますので、そこを参考にしながら進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいでしょうか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ7、8ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 9ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。

歳出14ページをお開きください。14ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第19 議案第11号

○議長(多田政拓君) 日程第19、議案第11号令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[蟹谷水道課長挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課長。

○水道課長(蟹谷光弘君) 議案第11号朗読。

議案第11号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和4年度消費税額の確定等により、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧ください。

議案第11号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,418千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ798,838千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。今補正の主な内容につきまして歳入では消費税還付金の計上。また、歳出予算の減額に伴い財源調整のための一般会計からの繰入金を220万4000円減額しようとするもの。次に歳出では管理費で令和4年度取引の確定申告に伴う消費税・地方消費税の納付額の減額。また、公債費では起債償還利率の変更により元金と利子を合わせ12万9000円追加計上しようとするものでございます。

それでは歳出からご説明させていただきます。事項別明細書7ページをお開き願います。

1款管理費1項1目一般管理費26節公課費、消費税・地方消費税につきましては、令和4年度取引分の確定により令和5年度分の中間納付予定額49万

円を残し不用額154万7000円を減額整理するもの。

次に3款公債費1項1目22節償還金利子及び割引料、起債償還元金は政府系金融機関の今年度の起債償還額について利率の変更により3万2000円の増額となるもの。次に2目利子、起債償還利子につきましては、おもに令和4年度事業分の企業債の借入利率の上昇により9万7000円の増額となり、不足分を追加しようとするものであります。

続きまして歳入に移りますので5ページへお戻り願います。

4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金につきましては、本会計財源調整のための一般会計からの繰入金となりますので220万4000円を減額しようとするもの。

次に6ページへわたる7款諸収入1項1目1節消費税還付金ですが、令和4年度取引に係る消費税の確定により最終的に約76万円の納付となりましたが、令和3年度末に中間納付として約154万4000円を暫定的に収めているため、差引分78万4000円の還付を受けるもの。また、次の2節雑入につきましては、この還付金についての6か月分の還付加算金の収入となるものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第20 議案第12号

○議長（多田政拓君） 日程第20、議案第12号令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第12号朗読。

議案第12号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）について

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

施設管理費等の増額により、令和5年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第12号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度安平町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款水道事業費用において、第1項から第3項まで浄水場等水道施設にかかる維持管理経費のほか引当金の計上など、補正予定額527万4000円を計上するものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額89,652千円を89,652千円に、当年度損益勘定留保金39,642千円を39,650千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では次のページになります支出の第1款第2項企業債償還金について起債利率の見直しによる償還元金の確定分として補正予定額8000円を計上するものです。

（たな卸資産購入限度額）

第4条 予算第10条に定めた、たな卸資産の購入限度額1,811千円を2,404千円に改める。

第4条では新設メーター器の購入費用に不足が見込まれることから36台59万3000円を追加計上するものです。

令和5年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について、3ページの令和5年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第3号により詳細を説明します。

収益的支出1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費については、2節光

熱水費は電気料金の値上げ及び日量30 tを超える施設2か所が使用開始になったこと。また、今夏の猛暑により浄水場の稼働率が増えたことにより電気料金335万7000円を追加するものです。3節修繕費は漏水修理等の増加及び追分浄水場、旭浄水場のマクロ化装置の洗浄が必要となったことから171万4000円を追加するもの。4節通信運搬費は浄水場の運転状況を端末などにデータ転送している回線をISDN回線から光回線に切り替えたことによる通信費2万1000円の追加。7節使用料及び賃借料は豊栄配水池直下に総配水管を埋設している土地の所有者変更に伴い、これまで無償としていた土地賃貸借料を有料に見直し、賃貸借料として9万5000円を追加するものです。3目総係費については、9節通信運搬費はスマートメーターの設置件数増加に伴い1件月額110円、50台分の通信費3万3000円を追加するものです。17節貸倒引当金繰入額は令和5年度中に徴収停止となる水道料金の見込み額として20万円を引き当て計上するものです。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息は、起債利率の見直しにより利子償還金の確定により15万3000円を減額するものです。3項1目過年度損益修正損1節過年度損益修正損は令和4年度の過誤納還付金見込み額として7000円を追加するものです。

続きまして4ページ、資本的支出1款資本的支出2項1目企業債償還金は起債利率の見直しによる償還元金の確定により8000円追加するものです。なお、1ページから2ページにわたる令和5年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第3号については、これまで説明しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第4条たな卸資産購入限度額まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対しての反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第12号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議事日程の追加

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日鳥越議員ほか10名の議員から、発議第1号、次世代半導体調査特別委員会の設置についての提案がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

---

◎ 追加日程第1 発議第1号

○議長（多田政拓君） 発議第1号次世代半導体調査特別委員会の設置についてを議題とします。本件について提案説明を求めます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 提案説明を致しますので発議第1号をご覧ください。

発議第1号

次世代半導体調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び安平町議会委員会条例第5条の規定により提出する。

令和5年12月20日提出

提出者	安平町議会議員	鳥越 真由美
賛成者	安平町議会議員	工藤 秀一
賛成者	安平町議会議員	米川 恵美子
賛成者	安平町議会議員	小笠原 直治
賛成者	安平町議会議員	田村 興文
賛成者	安平町議会議員	工藤 隆男
賛成者	安平町議会議員	三浦 恵美子
賛成者	安平町議会議員	箱崎 英輔
賛成者	安平町議会議員	内藤 圭子
賛成者	安平町議会議員	高山 正人
賛成者	安平町議会議員	梅森 敬仁

提案説明を行いますので、次ページをお開きください。

### 次世代半導体調査特別委員会の設置について

地方自治法第109条及び安平町議会委員会条例第5条の規定により次のとおり特別委員会を設置するもの。

#### 記

- |         |                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 名 称   | 次世代半導体調査特別委員会                                                                          |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び安平町議会委員会条例第5条                                                              |
| 3 目 的   | 千歳市に建設中の次世代半導体製造工場及び関連企業による経済波及効果の調査や懸念される事項の調査、行政の政策に対する議会としての提言や情報の共有を目的に特別委員会を設置する。 |

- 4 委員の定数 議長を除く全議員（11人）
- 5 設置期間 本特別委員会の設置期間は、3に掲げる調査が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

令和5年12月20日 設置議決

以上、安平町の将来に向けまして提案しますので、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。ただいま提案説明が終わりました。お諮りします。本件については議長を除く全議員により議案が提出されていますので、質疑討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、これから発議第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号については議長を除く11名の議員で構成される次世代半導体調査特別委員会を調査が終了するまで設置し、議会閉会中も継続審査を行うことに決定しました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていますので指名します。

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	5番 田村 興文	6番 工藤 隆男
7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子
10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁	

以上11名を指名します。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり次世代半導体調査特別委員会の委員に選任されました。

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定によって委員会において互選することとなっています。ただいま選任されました特別委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに委員会を招集します。

それでは暫時休憩します。議員控室に移動し正副委員長を互選願います。目途は16時10分をお願いします。

休憩 午後 3時52分

---

再開 午後 4時04分

---

◎ 次世代半導体調査特別委員会正副委員長互選の結果報告

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたのでご報告します。

次世代半導体調査特別委員会委員長に2番米川恵美子議員、副委員長に1番工藤秀一議員の報告がありました。以上のおり互選されたとの報告がありましたのでお知らせします。

---

◎ 日程第21 意見案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第21、意見案第1号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書(案)

についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦恵美子議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書（案）



10月7日からはじまったイスラエル・ガザ紛争では、約1か月で死者数が1万人を超える深刻な事態に陥っている。グテーレス国連事務総長が「ガザは子どもたちの墓場になりつつある」と即時停戦を訴えたように、ガザ地区ではとりわけ子どもの犠牲が増え続けている。

国連総会では10月27日、ガザ地区の情勢に関して緊急特別会合を開き、敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を採択した。イスラエルとハマスの双方をはじめとするすべての当事者が、この決議に従い、国際法を完全順守し、暴力行為を中止すべきである。

ガザ地区では、電力、食料、医薬品、燃料などが遮断され深刻な人道的危機に直面している。

これ以上の犠牲者を生まないための人道支援が急務である。支援を阻む障害である戦闘行為をただちに中止し人道的休戦を行うように、すべての当事者に求めるものである。

政府においては「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言する憲法をもつ日本として、国連憲章と国際法を基準に国際社会との緊密な連携のもと、市民の犠牲を食い止め、ガザへの人道支援を行うことができるように、関係各国に人道的休戦を強く働きかけて、一日も早く和平が実現できるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月19日

北海道勇払郡安平町議会議員 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

皆様のご審議の上ご決定いただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[工藤秀一議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 反対意見を申し上げます。今回、国連総会では10月27日にイスラエルとパレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスに対し人道的休戦を求める決議案を圧倒的多数で採択しました。しかし、休戦することなく、そして国連総会ではまた12月12日に緊急特別会合を開いてパレスチナ自治区ガザ地区におけるイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘の人道的な即時停戦を求める決議案を賛成多数で採択しました。

今回この意見書の内容ですが、パレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求めるという意見書です。この休戦ということは、終戦ではなくて休戦なんですね。非常にまたやってもいいような内容になりますので、私は意見書であるのであれば終戦を求めて平和条約を結ぶような意見書でなければいけないのかなと思います。よってこの意見書に対しては反対をさせていただきます。

○議長（多田政拓君） ただいま工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは本件に賛成の方の発言を許します。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川恵美子議員。

○2番（米川恵美子君） 私は賛成の意見を述べます。世界中でイスラエルとガザだけでなく色んなところで色んな争いが、国際的な争いが起こっています。世界中どうして皆同じ人間なんだから多様な民族がそれぞれの幸せに生きられるその権利をどうして守ってあげられないのかと。それはもうテレビを見ながら悲惨な状況を見ながら常々そう思ってきました。中には核の使用をもって脅すような、そういう発言もする国もありますし、それらのこと全体的な世界的な争いを考えた時に、日本はやっぱり過去に本当に他の国から侵略と言われたこともあります。日本国民全体が大変な思いをしてきています。私も長崎も広島も原爆資料館を見てきましたけど、広島に至っては2回も見てきましたけど本当に悲惨な状況です。テレビで見ている以上に悲惨な状況を資料館で見て参りましたので、そういうような状況にならないで皆さんが世界中みんなが幸せになるようなそんな世界であってほしいと考えています。今ここに意見書にはパレスチナとイスラエルのことが謳われていますが、ただこれはここでいう休戦を求める意見書となっていますけど、休戦がその後の終戦につながるということを私は信じて、まずこれを提出していくことが有効なことではないかなというふうに考えて賛成の意見を述べさせていただきます。皆さんどうぞ賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見案第1号、パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し即時に人道的休戦を求める意見書（案）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから意見案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、工藤隆、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀、鳥越、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） ご着席ください。起立多数です。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。ご着席ください。

---

◎ 日程第22 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第22、意見案第2号食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦恵美子議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

### 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低となっています。穀物自給率28%は世界185か国の中で129位です。旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、閣議決定にしたために法的拘束力がなく目標は事実上棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしています。

いま、世界的な食糧危機が進行し「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、

計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

皆様ご審議の上ご決定いただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

[工藤秀一議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書に対して反対させていただきます。この内容は日本のカロリー自給率の低いことを世界的な食糧危機、食べたくても食べられない人々が増えることにつながっていますが、全く的を射ていないと思います。全世界で生産されている食品の3分の1は今捨てられているのが現実です。先進国では余った食品が大量に捨てられ、途上国では飢餓人口が増えているという食の不均衡が大きな問題なわけです。よってこの内容は的を射ていないと考えます。そして日本の自給率が下がっているのはなぜかというところですが、日本人の食生活の変化と生産の方が合っていないということですが、大きくは自給率の高い米や野菜の消費が、日本人の消費が減っているということです。米で言うと昭和40年に年間1人あたり111.7kg食べていたそうです。それが令和元年には53kgしか食べていないのです、半分以下なのです。それがその自給率に大きく影響していると。そして自給率の低い小麦、また、牛、豚、鶏の畜

産品等の消費が増えていること、これが大きな要因と言われているので、その食生活を変えるか、その食生活が変わったことによる生産を変えるか。こういうことになるかと思うのですが、そういう意味ではこのような内容の意見書の国の法的義務にするとすることは必要とは思いませんので、この意見書には反対させていただきます。

○議長（多田政拓君） ただいま工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤圭子議員。

○9番（内藤圭子君） 私は農民の立場で賛成意見を述べさせていただきます。ウクライナとかロシアの戦争のことをきっかけに日本に肥料が入って来ないとか高騰しているとか、何でも値上がり、どんどんしましたよね本当に。私たち値上げの分、じゃあお金を貰っているかといったら全然そうではない現実があります。人間食べ物が無いと生きていけないので、やっぱりそこは政府の責任でしっかりしていかないといけないと思います。日本人が米を食べなくなったからカロリーの自給率がそれと合っていないとおっしゃっていましたが、米の生産も全て含めての自給率を言っていると思うのですよね。小麦を食べるようになったから、じゃあ小麦を作ればいいのかって。農民は本当にそういう簡単に切り替えてそれができるかっていうと、そうではないです。本当に今高齢化で農家が減っているとか、作った分ちゃんと利益が上がっていないとか、本当に様々な理由で農家が農業をやりにくい状況に日本はどんどんなっています。この政府が食べ物が無いと国民が生きていけないんだってということにもっと自覚をもってもらうためにも、私はこの意見書はもっともなことを言っているなと思って賛成します。以上です。

○議長（多田政拓君） それでは他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見案第2号、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから意見書案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

(賛成：米川、小笠原、工藤隆、三浦、内藤、高山)

(反対：工藤秀、鳥越、箱崎、梅森)

○議長(多田政拓君) 起立多数です。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。ご着席ください。

---

◎ 日程第23

○議長(多田政拓君) 日程第23、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。令和6年1月30日に洞爺湖町において開催される胆振管内町村議会議長会主催による管内議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのように決定しました。また、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案のうえ議長において派遣議員を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

---

◎ 日程第24～26

○議長(多田政拓君) 日程第24、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第25、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し

出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会の会議に付されました案件の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。会議を閉じます。令和5年第9回安平町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 4時25分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---